

平成30年9月10日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)

出席議員 (10名)	1番 向井 正 4番 碓 勝 征 7番 吉 富 隆 10番 寺 崎 太 彦	2番 吉 田 豊 5番 漆 原 悦 子 8番 大 川 隆 城	3番 田 中 静 雄 6番 井 上 正 宣 9番 原 田 希
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 野 口 敏 雄 総 務 課 長 高 島 浩 介 財 政 課 長 坂 井 忠 明 産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 日 高 泰 明 健 康 福 祉 課 長 江 島 朋 子 教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳 文 化 課 長 中 島 洋	副 町 長 森 悟 会 計 管 理 者 森 園 敦 志 ま・ひと・じと性銀 建 設 課 長 河 上 昌 弘 住 民 課 長 三 好 浩 之 日 高 泰 明 住 民 課 長 福 島 敬 彦 税 務 課 長 小 野 清 人 生 涯 学 習 課 長 矢 動 丸 栄 二	
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次	議 会 事 務 局 係 長 江 崎 智 恵	

議事日程 平成30年9月10日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第3回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	4番 碓 勝征	1. ふるさと納税 2. 2019県民体育大会 3. 公園管理 4. 東京上峰会 5. トライアルについて
2	2番 吉田 豊	1. 災害復旧と防災対策について 2. 上峰町創生について 3. 大字堤地区の農地・水関連補助金不正受給について
3	1番 向井 正	1. ふるさと納税について 2. 地域振興について 3. 公園整備について
4	8番 大川隆城	1. イオン閉店後の再整備計画は 2. 療育センターの整備が必要と思うが、町はどう考えるのか 3. パートナシップ宣誓制度の導入を 4. 交差点におけるカラー舗装整備を
5	9番 原田 希	1. 中心市街地の再開発について 2. 子育て支援について 3. 公共施設整備について

午前9時30分 開議

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（寺崎太彦君）

日程第1. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、4番碓勝征君よりお願いいたします。

○4番（碓 勝征君）

皆さんおはようございます。4番碓勝征でございます。

まず、先日の9月4日の台風21号の襲来で、幸いにも我が町は免れましたが、四国、本州、関西方面でかなりひどい台風となったようでございます。お悔やみとお見舞いを心より申し上げます。

さらに、9月6日の北海道地震の発生で、きのうまでの情報では39名の多くの方が亡くなられたということでございまして、本当に心からお悔やみを申し上げます。さらに、けが、避難されておられる方も多数おられるということでございますので、これも心からお見舞いを申し上げたいと思います。

日本防災システムの所長の言葉として、日本にいる以上、いつ、どこで災害が発生するかわからないような状況下にあるということで、あすは我が身と思って対策を講じていくことが大事であると。それから、食料や水などをしっかりと備蓄をし、住宅の耐震化をしっかりとすべきでないかという警鐘を鳴らしておられました。まさに同感であります。皆様とともにしっかりと心すべきだというふうに思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問を申し上げます。

まず、ふるさと納税についてでございますが、1つ目にアンテナショップの状況はということで、これの利用活用状況、今後の継続はということでお尋ねしたいと思います。

これは、町とのコラボレーションですか、共同研究というような形で和食料理店の「猩々」ですかね、そこと締結しておられるようでございますけれども、ここら付近の実績内容をお聞かせ願いたいというふうに思います。

次に、ふるさと納税の効果はということでお尋ねしております。

前回私は成果ということでお尋ねをいたしまして、資料によりますと3年間で133億円の納税がなされたと。しかも、件数は87万件という多くの成果がなされておるようでございます。

今回私は、その効果ということで、いわゆる使い道と申しますか、寄附者の希望に沿って、どういうふうな実績がなされているか、概数でよろございますので、その充当率等もお伺いしたいというふうにも思います。

さらに、今後の予定についてお尋ねしたいというふうに思います。

次に、3つ目に神戸大学と「KKH笑顔つなぐプロジェクト」ということでなされておるようでございますけれども、これの内容についてお伺いしていきたいというふうに思います。

次に、2つ目に2019佐賀県民体育大会が予定されております。この開催会場について、三

神地区というようなお話もお伺いしておりますし、さらに我が町にグラウンドゴルフの会場というふうな要請もあっておるように聞きますので、ここら付近の流れをお伺いしたいというふうに思っております。

次に、3つ目に公園管理についてということでございますが、古墳公園に、いわゆる御陵古墳公園に管理用の水道設置はということでお伺いしたいというふうに思います。

現在、団体として都紀女加王墓と古墳公園を守る奉仕団の方々によって、御陵と古墳公園の環境美化活動をなされておるようでございます。日々、花いっぱい運動ということで県道沿いには現在ニチニチソウも植えられております。それについて、かなりの活動をされておる中で、水は団員の皆様が手分けをして搬入しておるというふうな状況下でございますので、ここら付近は水道設置にはどうかということでございます。

次に、4番目に東京上峰会ということでございます。

これは私、過去26年、29年、2回ほどお尋ねをしましてまいっております。現在の状況、いわゆる再開の見通しについてはどうかということでお尋ねしたいというふうに思います。

最後に、5番目でございますけれども、トライアルについてということで上げております。

イオンとともに閉店するよううわさが、あたかも事実なようなふうにお伺いしても、町として現在、このことについて把握しておる状況があれば、お伺いしながら質問してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、ふるさと納税、質問要旨1、アンテナショップの状況は、利用活用状況、今後の継続はについて執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。碓議員の質問事項1、ふるさと納税、要旨1、アンテナショップの状況は、利用活用状況、今後継続はに関して答弁をいたします。

アンテナショップ「猩々」では、上峰町の食材を東京の地で堪能できる機能になっており、「猩々」における食事をふるさと納税の返礼品としての提供を行っております。

昨年11月から本年7月までの累計では852件、寄附額33,108千円となっております。私も上京の折に店舗に赴きましたが、全ての部屋が満室で盛況でございました。

今後においても引き続きアンテナショップとしての機能を担っていただきたいと思っております。

以上、碓議員の質問の答弁を終わります。

○4番（碓 勝征君）

室長のほうからは33,000千円の実績等があるということのようでございます。広報紙等で見てみますと、いわゆる都会の真ん中で上峰もよく発信すると、食を通して町のPRに資す

るというようなことのようにございます。

私は、このアンテナショップの存在といいますか、広報紙で1回掲載をされておりますけれども、ここら付近の何かPRが少し不足しているんじゃないかというふうに思うわけでございます。せっかくのふるさと納税の窓口として、首都圏に配置されておるということでございますけれども、ここら付近の私、やはり在京、要するに関東方面におられる皆さん等々にも、そこら付近の周知がされているのがちょっと不足しているんじゃないかと思っておりますけれども、そこら付近はどんなふうになっておりますですかね。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

PRが不足しているのではないかということの御指摘を賜ったかというふうに思っております。

折に触れて広報紙等に載せたりとか、ほかの冊子を利用したりとか、そういった形での広報、PRというのは常々行っているような認識ではございましたけれども、実際には足りていないという御認識で今御指摘をいただきましたので、今後またよりよい活用の方法とか、戦略的に今後ふるさと納税を進めていく中で、さらにより効率的な周知手段があれば、そちらのほうもぜひ検討していきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○4番（碓 勝征君）

課長のほうからは、さらにPRに努めるというふうなことのようにございますけれども、いわゆる納税のPR、広告業務についての取り扱い等々もあるようでございますけれども、もちろん、関東方面でのそういうテレビ等々でのPR等はなされておるようでございますけれども、やはりそこら付近が、もちろん上峰町出身者だけというわけにはいきません。実績内容を見ますと、全く関東方面にお住まいの方が出身以外のそういう方、多くの方が寄附をされておるという実績もあるようでございますので、そこはそことして、しっかりPRしていただきたいというふうに思いますので、今後、さらにお礼の拡大と申しますか、アンテナショップを利用した納税額の増額等々に努めていただきたいということをお願いいたします。要望といたしておきます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

私も戦略的にふるさと納税を皆様方に周知していくために、今後も引き続きいろいろな手段を講じていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

次、いいですか。

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、ふるさと納税の効果は、寄附者の希望、充当率はどうか、今後の予定はについて、執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

碓議員の質問事項1、ふるさと納税、要旨2、ふるさと納税の効果は、寄附者の希望、充当率はどうか、今後の予定はに関して答弁をいたします。

寄附額の推移から申し上げますと、平成27年度を境に寄附件数及び寄附金が伸び、決算ベースで確定している平成28年度を例に挙げますと、寄附金額が約4,570,000千円、件数は約27万件となっております。

寄附者の希望寄附額の割合は、人づくりのほうに21%、まちづくりに19.6%、そしてしごとづくりに6.8%、町長おまかせに52.6%という割合になっております。

ふるさと納税の展開につきましても、他の自治体よりも一歩先に出た戦略的な取り組みを行っていきたいと考えております。

以上、碓議員の質問答弁を終わります。

○4番（碓 勝征君）

課長のほうからは28年度ベースで45億、27万件ということでございます。

私は教育、福祉、地域環境、町長おまかせと、そういうふうなベースで捉えております。そういう中でそれに類似したと申しますか、21%、19%、6.8%、52%ということのようでございます。いずれにいたしましても、この納税の使い道ということにつきましては、寄附された方はもちろんでございますけれども、私たち町民の中でも、ここら付近の使い道の、いわゆる充当された中身というのは非常に関心があるかと思っておりますので、ここら付近は実績等々も紙上に広報紙等々で公開をしていただく。もちろん、ホームページ等々ではされておるかと思っておりますけれども、やはり手っとり早い広報紙等々で示していただきたいと思っておりますが、どうでしょう。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

使い道に関しての広報手段に関しての御指摘かというふうに思っております。

ホームページ上では、既に27年度、28年度に関しての使途に関して、既に掲載のほうを終えておりますので、町民の皆様いつでもごらんできるというふうな体制にはなっております。

項目がこう非常に多いもので、広報となると、なかなか紙面を割くということもございましてけれども、一応ホームページ上には既に広報しておりますが、さらなる広報手段ということで御指摘でありますので、ちょっと紙面のやり方とか、そういったものも載せ方、盛り込み方、こういったものを検討した上で中身を研究させていただければというふうに思っております。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

いずれにいたしましても、このふるさと納税は我が町の財政向上に大いに貢献されているというふうに思いますし、寄附者の皆さんにとっても、そういう思いをもって上峰町に寄附されておるということでございますので、今後ともこの町の振興向上策として、充当をしつ

かりしていただきたいということをお願いしまして、この項を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

答弁はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、質問要旨3、神戸大「KKH笑顔つなぐプロジェクト」の内容はについて、執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

礎議員の質問事項1、ふるさと納税、要旨3、神戸大「KKH笑顔つなぐプロジェクト」の内容はに関して答弁をいたします。

本年度、ふるさと納税PR広告業務委託について、業者選定を終え、発注を行っているところですか、その一環として、8月8日から8月10日までの3日間で行ったものでございます。

ふるさと納税を活用し、継続的に上峰町が発展するよう、上峰町のふるさと納税を活用したブランディング戦略を行うことを主眼とし、ふるさと納税研究の第一人者とされる神戸大学経営学研究科の保田隆明准教授と、そのゼミ生及び上峰中学校の生徒により、ワークショップ形式で行いました。

上峰町内の各所をめぐり、上峰町の強み、弱みを分析し、最終日には3班に分け、住みたい町、行きたい町、寄附したい町の観点から、プレゼン形式で提案を行っていただきました。

以上、礎議員の質問の答弁を終わります。

○4番（礎 勝征君）

いわゆるふるさと納税の活用策を探るといような内容かと思えます。返礼品の使い道や返礼品の開拓と申しますか、そういうこと等を参考にし、今後のふるさと納税の向上に資するといようなことであるかと思えます。

紙面によりますと、いろいろ寄附者のアピール材料づくりということでございます。行きたい町、暮らしたい町、寄附したい町といような3つの項目等々もあるようでございます。

これにつきましては、最終的に、具体的にある程度项目的にまとめをされると思えますけれども、そういうこと等につきましては、また、公表するとい形になるわけですかね。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

公表のタイミングということですが、先月ですか、9月号の広報だったかと思えますけれども、そちらのほうでKKHの内容、学生さんたちのプレゼン内容、こういったものについては、ある程度の取りまとめをしたところで公表を差し上げているといところになっております。

この提案していただいた内容について、せっかく学生さんがシンクタンク的に私どものほうに提案をさせていただいた内容でございますので、こちらのほうに今度、現実可能性なものについて、私どものほうが施策としてどう取り組めるか、こういったほうにシフトしてい

く段階かというふうに思っております。学生さんの中でいろいろ御提案がございましたけれども、その中で実際に寄附したい町ということであれば、例えば、エイリアングランピングとかで高額納税者を対象に豊かな自然と食を楽しむ企画を提案したりとか、ユニークな動画を作成してくれて、そういった中で提案してくれたりとか、そういうことをしてくださいましたので、そういうふうな中で私たちのほうとして、くみしやすいものからなるべく施策のほうに反映できればというふうに思っております。今後はそういう段階のほうにシフトしていくだろうというふうに考えております。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

いずれにいたしましても、ふるさと納税額がさらに伸びるようなことへの参考になるような項目等々も出てくるかと思しますので、これはしっかりと参考にしながら、納税が伸びるような方向で対応していただきたいということを期待したいと思っております。

終わります。

○議長（寺崎太彦君）

次、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

質問事項2、2019県民体育大会、質問要旨、開催会場は三神地区か、GG（グラウンドゴルフ）会場、当町かについて執行部より答弁を求めます。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

皆さんおはようございます。4番碓議員からの質問事項2、2019県民体育大会について、要旨1、開催会場は三神地区かグラウンドゴルフ会場、当町かについて、ただいまから答弁をいたします。

県民体育大会の開催地につきましては、県内4地区に分かれて、持ち回りで開催をされております。

今年度は、武雄、杵藤、鹿島、嬉野、藤津地区で10月の20日土曜日、21日の日曜日の2日間で開催されます。

来年度、平成31年度につきましては、鳥栖、神埼、三神地区、2市4町で開催されることとなっております。

前回、平成27年度、3年前になりますけれども、上峰町で行われた競技につきましては、上峰小学校グラウンドと中央公園のほうで一般の女子ソフトボールが開催されております。また、上峰中学校のグラウンドのほうでゲートボールが開催されております。

来年度の競技会場につきましては、まだ県との協議が行われておりません。例年で言いますと、12月の下旬に県民体育大会の実行委員会が開催されます。また、翌年2月ごろに開催地案内等についての実行委員会が開催されることとなっております。

以上になります。

○4番（碓 勝征君）

課長によりますと、まだ正式に決まっていないというようなことのようにございますけれども、種目団体のほうがそういうお話を把握されて打診が来ておるといようなことを聞いているんですよ。だから、もちろん正式には県の体育協会を通じて、そういう組織会議等々が正式にはまだ行われていないというようにございますけれども、種目団体からの情報として、そういうお話をいただいておりますし、今、課長がおっしゃったように4地区に県内を分けて持ち回りでやっておるといことではございますと、当然今回は4会場は東のほうに来るんじゃないかというふうなことは私も感じておりますし、そういう種目団体のほうからお話をいただきまして、恐らくグラウンドゴルフにつきましては、当町のほうに願ひする形になるようなことをちょっと早目だったかと思っておりますけれども、情報としてそういうことも参っておりますし、私が申し上げたいのは、前回は質問申し上げましたとおり、佐賀国体は35年という予定がなされておるといことは承知しておりますし、そのときに当町において、この中央公園をベースに種目会場が取り扱われるといような情報もあるようにございますし、申し上げてきましたとおり、せっかくあるグラウンドで選手の関係者の皆さんなり、当局の皆さんなり等々で、やはりしっかりとその競技内容を把握、観覧、応援等々をしていただくために、観覧席を申し上げてきたわけでございますし、今回も正式決定をなされていないようにございますけれども、県民体育大会も来年予定されておるといようにございますので。

もちろん、現在、スタイルが変わった、そういう休憩場所はあるようにございますけれども、やはりそういう観覧席を設置することによって、その大会が安全・安心で開催されるということ等々にもつながるようですので、ここら付近については前回は申し上げました、今回も来年の県体を想定して申し上げておりますし、課長のこのことについての気持ちを聞かせてもらいたい。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

碓議員さんの質問についてお答えをいたします。

中央公園につきましては、本当にグラウンドゴルフ、また、ほかの種目につきましても、あれだけの広いスペースを有効に使えるところはなかなかないと思っております。

県体につきましては、各種目ですね、いろんなところを検討されると思っておりますので、その中でもそういったグラウンドゴルフを中央公園にしたいという、その競技団体のほうからですね、また、県のほうから要請があった場合は前向きに受け入れをしていきたいと思っております。

また、先ほどの観覧席につきましても、日常、平日、午前中ですがけれども、ほとんどグラウンドゴルフ協会様に御利用いただいているところがございます。その中で、よくお話を聞いているのが、その回っている間に腰かける場所が欲しいというところを耳にしております。私も何回か見に行かせてもらったんですけれども、腰かける場所といえば、野球のベンチの

ところに2つずつ、サード側とファースト側とあるんですけれども、ちょっとそれじゃ足りないぐらいの参加者、利用者があるところが現状把握しているところでございます。

今のところ、簡易の椅子をバックネット裏の倉庫のほうに用意をさせて、それで御利用くださいという形で今利用していただいているところでございます。

その観覧席につきましても、まだ来年、県体、もしそういうことで利用場所という決定になれば、いろいろ検討していきたいと思っております。

以上になります。

○4番（碓 勝征君）

この地は、いわゆる防衛省からの避難箇所というようなことのようにございますけれども、そういう固定的なやつを設置することについて、その制限があるのかどうかということをお伺いしたい。

避難箇所ということで設置されておりますが、せっかくのああいふ広場的な地が確保されているということでございますので、私はせっかくあるものは有効活用をすべきじゃないかということが一つございますし、もちろん、種目限定じゃなしに、あらゆる種目の活用もできるというようなこともございますので、やはりそういう施設というのは必要ではなかろうかということ強く思っておるわけでございます。

申し上げたとおり、いわゆる防衛省からの助成施設であるということで改良制限があるのかどうかですね、そこら付近をお伺いしたい。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

先ほどの質問ですけれども、防衛省の制限が——改良につきまして、防衛省の制限があるかというお問い合わせですけれども、私がことしの2月に防衛省のほうにこの補助金関係でベンチの設置も、検討も含めた内容で御相談を防衛省のほうに電話で問い合わせたところでございます。

その中で、今の既存の施設は、もう使いやすいように使ってくださいというふうなお答えをもらっております。特段、全部を取り壊してつくるんじゃないで、使いやすいするための改良はという話をしたら、それは使いやすいようにしていただいて構わないということをお答えいただいております。

以上になります。

○4番（碓 勝征君）

制限がないというようなことのようにございますし、有効活用してよろしいというようなふうに理解をしました。ぜひこの地のせっかくある施設でございますので、申し上げたとおり有効活用、そしてまた、安全・安心を確保するためにも、関係者皆さん、一般町民の皆さん、外部からも応援等々、かなりの数来られるというふうに思いますので、ぜひこの観覧席の設置については前向きで、内容についてはお任せで、もう簡易なもので結構です。もう、

いわゆる屋根がついておればですね、もうスレート屋根でも結構でございますし、観覧席も、もう4段も5段も10段ということじゃなしに、ま、二、三段ぐらいでもいいかというふうに思いますので、それはもう4カ所ですね、ぜひ考慮していただきたいということを強く要望いたしまして、この項を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

答弁はどうか。執行部、答弁。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

先ほどの観覧席、屋根等をつけて、二、三段席を設ける、また4カ所という具体的な要望をいただきました。これにつきましては、教育委員会の中でも御検討をさせていただき、決めていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（寺崎太彦君）

次、よろしいですか。

質問事項3、公園管理、質問要旨、古墳公園に管理用水道設置はについて執行部より答弁を求めます。

○文化課長（中島 洋君）

皆さんおはようございます。

礎議員の質問事項3、公園管理、要旨1、古墳公園に管理水道設置はについて、私のほうから答弁いたします。

都紀女加王墓と古墳公園を守る奉仕団による都紀女加王墓と古墳公園の美化活動、落ち葉広い、除草作業、花植えを毎月行っていただき感謝の念にたえません。花植え作業及び管理作業時に、この夏の猛暑が加わり、作業は大変だったと思っております。

古墳公園は都紀女加王の一族、皇族の古墳を改葬されております町の歴史公園であります。管理水道の給配設備の設置に際しましては、公園施設の設備と文化遺産であります古墳公園となじませて設置の方向で調整させていただきたいと考えております。

以上で終わります。

○4番（礎 勝征君）

課長のほうからは前向きな答弁ありがとうございます。

とにかく北茂安、三田川、県道ですかね、県道沿いでございますけれども、この地は久留米分岐から国道なり県道を利活用する方は1日に3万人程度というような通行する皆さんがおられるということをお聞きいたしておりますし、やはり、花を見れば、これは気持ち的に非常に和らぐというふうなことは、これはもうございますし、現在、団体のほうでパンジーなり、それからニチニチソウなり、それからもう一つ何やったですかね、3通りぐらいの花を植えられて、本当に見事な花を植えられ、通行する皆様様が、ここが上峰町の古墳公園で

あるのか、御陵の隣なのかというふうな、そういうことを感じながら通行されておるといふふうに思います。

そして、団体の方のお話を聞きますと、本当に今回は猛暑で、水の搬入もかなり回数が多かったということでございます。もちろん、奉仕団の皆さんは、ボランティアでやられておるといふことでございますので、全てみずから何事も準備をしてやるということが基本でございますけれども、何せ団体の皆さんは熟年、御高齢の方が多いいということも一つございますし、そういう中で積極的にそういうボランティア活動をなされておるといふことでございますので、とにかくこの水道設置をしていただければ、非常にボランティアの皆さんも安心して作業等々にもされるというふうに思いますので、ぜひぜひ前向きで早期の実現をお願いをしたいというふうに思います。

ありがとうございました。

○議長（寺崎太彦君）

答弁は。（「一言」と呼ぶ者あり）

○文化課長（中島 洋君）

失礼します。碓議員のほうから申し上げられたとおり、通行量等も県道のほう多くございます。私も通行するときには花、パンジー、ニチニチソウ、花を見て観賞しているところです。大変感謝の念にたえないというところはございます。

早期に水道の設置等を検討させていただいて、調整させていただいて考えたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

次、よろしいですか。

質問事項4、東京上峰会、質問要旨、再開の見通しはどうかについて執行部より答弁を求めます。

○総務課長（高島浩介君）

皆さんおはようございます。

私のほうからは碓議員の質問事項4、東京上峰会、質問要旨1、再開の見通しはどうかという御質問にお答えをいたします。

東京上峰会につきましては、議員が先ほど言われましたとおり、さきの平成29年12月議会、こちらにおいても御質問をいただいております。

当時の答弁内容といたしましては、東京上峰会は、現在開催をされておらず、世話人さんと連絡がとれない状況で、こちらから東京の上峰町出身者を調べることはなかなか大変な作業である。佐賀県首都圏事務所のほうに上峰会に関する情報の問い合わせをしたということで答えられております。

結果といたしましては、平成8年に開催されました東京佐賀県人会創立100周年記念、こ

ちらの名簿のほうにしか存在をしておりませんで、上峰町出身の方が5名おられるということで、かなり高齢になっておられるだろうということで、こちらにつきましては碓議員のほうよりアンテナショップ上峰を利用した方向で、東京上峰会の再開の再スタートという御提案のほうをされておるかと思えます。

こちらに対しまして、町長のほうからもふるさと寄附金の関係で、上峰町の出身者で東京在住者の方々とはウェブ上でつながっておりまして、アンテナショップ、こちらの案内も含めまして、こちらから組織していくということではなく、東京在住者の皆様のふるさとを思う気持ちが熟成されて、東京上峰会をつくろうというような動きになることが一番よい姿ではないかという答弁をされております。

こちらも踏まえまして、今後におきましては、ふるさと寄附金の関係で、現在もウェブ上でのつながりでの強化、また、創生室からも先ほど答弁がありましたが、アンテナショップの活用の強化、こちらなどで上峰町出身の方々の輪が広がります、上峰会をつくろうというような動きが出た中で、上峰町との交流、支援を行うような方針で進めるべきかと思っております。

以上で私の答弁を終わります。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

先ほどの総務課長の答弁にもありましたように、行政側から組織化に直接下すのではなく、上峰町出身の東京在住者が故郷を思う気持ちが醸成され、自発的に形成されていく過程をたどるのが望ましいというふうに考えております。

その際に、アンテナショップを活用していただくことで上峰町を感じていただければ、雰囲気醸成するには最適な場所かというふうに考えております。

また、御利用していただく機会があれば、アンテナショップとしての機能がさらに向上するものとも考えてございます。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

両課長からは、いわゆる在住者、在京者ですかね、関東方面におられる方からの自発的な行動というようなことのようにございますけれども、やはりそれに沿うために、例えば、町の広報紙を通じて東京上峰会の組織が再編成されるような形を準備されておるようでございますということで、やはり関東方面におられる方の氏名の把握と申しますか、広報紙でお知らせをしながら、総務課のほうなりにお知らせくださいと、そういうものがある程度、人員の把握ができた上で動きをとるということにしたらどうかというふうに思いますし、私が把握しております3名ぐらいの方とお話をしますと、ぜひお願いしたい。東京上峰会を復活してもらいたいということは、今、行政からの答弁では、そういうことであれば、こういう資料等々が、関係者、出身者がおられるということで、そういう3名の方にお知らせをして

いけば、前向きになるんじゃないだろうか。

申し上げたとおり、今、河上室長からもおっしゃったとおり、私はせつかくのこのアンテナショップ、ふるさと納税の窓口ということもございますし、在京者の皆様にこの地を、この箇所を活用して、やはりふるさとを思う心といいますかね、気持ちといいますか、そういうことをぜひやっていただきたいということがございます。

必要であればといいますか、今のお話では、どうも行政ペースじゃなしに、おられる方々からの動きといいますか、そういうことが求められておるようでございますけれども、それは私はそういうことであれば、積極的にその3名の方にお話をつなぎたいと思いますし、そのためにできる資料があれば、名簿等々があれば、そういうやつも把握をしていただき、提案していただきたいというふうに思うわけですが、どうでしょうか。

○総務課長（高島浩介君）

今、碓議員のほうから広報紙等での広報、また、議員のお知り合いの方がおられるというところでもございますので、うちのほうとしても創生室のアンテナショップ等々の利用も含めたところで前向きに検討させていただきたいと思います。ちょっとなかなかこの場ですぐやるというのは私もあれですので、済みません、そういうことで検討させていただきたいと思います。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

なかなか業務多忙の中だと思いますけれども、我が町を思う気持ちの方々がおられますので、もちろん先輩の方々、先ほどの話では平成8年ですかね、佐賀県東京会ということ以来ないということですが、私も以前、そういう会合等に参加した経験もございまして、本当に我が町の流れといいますかね、動き、そういう方を非常に知りたい、お話をいただきたいということでございますので、そういうことで、この会が再開した場合は、もちろん行政の方等々が陳情なり何かの研修会等で上京するとか、町長も行かれておりますし、できたらその形を実現の方向でぜひお願いをしておきたいということでございますので、このことにつきましては、本当に前向きで取り組んでいただきたいことを要望いたします。

○議長（寺崎太彦君）

次、よろしいですか。はい。

質問事項5、トライアルについて、質問要旨、イオンと共に閉店するうわさがあるが、町の対応はどうかについて執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

碓議員の質問事項5、トライアルについて、要旨1、イオンと共に閉店するうわさがあるが町の対応はどうかに関して答弁をいたします。

当該店舗に関し、一部町民の間でそのようなうわさになっていることは時折耳にしますが、

当該店舗の運営会社からもそのような話は全く伺っておりません。

当職といたしましては、あくまでもうわさの範疇と認識しております。

以上、碓議員の質問答弁を終わります。

○4番（碓 勝征君）

ただいまの課長の答弁によりますと、全くそういう動きはないと、運営会社のほうからのお話でもないというようなことでございます。これははっきりしたと思います。

私はイオンの閉店に合わせて、いわゆるまちが商の関係で衰退するようなことを助長するようなうわさを聞くわけでございます。また、これは町民の皆さんの不安をあおるようなうわさを流しておる方がおるんじゃないかなろうかと。まさに、大きく言えば、町を混乱させるような私は言動をしておるんじゃないかなろうかというふうに感じるわけでございますので、本当にこのただいまの状況の中では、再開に向けてしっかりと取り組んでおられるという事実がございますし、それに便乗してトライアルが云々というふうなことをうわさを流すというようなことが、本当にそういう動き自体が町民の皆さんに不安をあおるような行為じゃないかなろうかというようなことを感じておりましたので、そういうことであれば、ないということをはっきり申されましたので、これはもうもちろん議会だよりはこの内容につきましては、私は掲載をしますので、ここはしっかりとうわさを打ち消すというふうな形になっていくというふうに思いますので、私、確認をしたかったものですからそういうお尋ねをいたしました。終わります。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、10時45分まで休憩いたします。休憩。

午前10時27分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

それでは、2番吉田豊君よりお願いいたします。

○2番（吉田 豊君）

皆さんおはようございます。2番吉田豊です。一般質問に入ります前に、先ほどの前質の4番碓議員さんと同様にですね、私も7月6日の西日本豪雨と9月6日の北海道地震、それ

から、台風21号による自然災害で亡くなられた方、また、災害に見舞われた方々に対して御冥福とお見舞いを申し上げます。

それでは、早速通告順のとおり一般質問をさせていただきます。

まず、災害復旧と防災対策についてということで、質問要旨1、レイクタウンの土砂崩れ現場の復旧はということで質問をしております。この件につきましては、町長がよく言われますように、上峰町の住民の安心と安全なまちづくりということを肝に銘じて私たち町議会でも毎月1回町内の防犯パトロールを実施しているところでございますが、7月23日の議会の防犯パトロールにおいて、このレイクタウンの土砂崩れの現場を確認しております。規模は小さいですけれども、土砂崩れの自然災害だというふうに私は認識しております。したがって、その後、私も9月6日も現場を確認しましたが、何の手つかずそのままの状態に放置されておりますので、この件については工事との関係もございまして、三好建設課長にお尋ねをしたいと思います。

それから、2番目といたしまして、大字前牟田、大字江迎地区の常習水害地の避難道路の確保ということで質問要旨を上げております。これについては、資料の要求をしておりますが、この町図に冠水の地域の図示が提出していただいておりますが、先ほど同僚議員から指摘がありました、坊所新村のですね、あそこはモリカツミさんですかね、もう亡くなられましたが、あそこの南の県道のところを20センチぐらいの水位で道路を越水しておったということでございますが、この調査の資料にはそれが図示されておられませんので、それをちょっとここに付け加えかけておいてください、執行部の方は付け加えておいてください。この地図に対してですね、やはり冠水の深さ、どれぐらい冠水しとったかというのが全く図示されておられませんので、御答弁いただくときには、ここの地区は何センチぐらいということの冠水の深さを一緒に報告していただきたいと思っております。

それから、2番目といたしまして、上峰町創生についてということで質問を上げております。

1番目として、企業誘致対策はということで、これはまち・ひと・しごと創生室長と思っておりますが、どういうふうな企業誘致の方法をとって人口増対策をしていくのか、それについてお尋ねをしておりますので、よろしくお願ひします。

それから、2番目といたしまして、上峰町人口の目標は以前からのマスタープランでも1万人の規模が上峰町としては一番適当だろうということで、この規模については創生室長とも意見が一致したところでありますので、あと何百人かの人口増に対する考え方をお尋ねいたします。

それから、3番目といたしまして、イオン跡地の取得に向けた交渉経過はということでお尋ねをしております。これについては6月議会で町有地にして町が進出企業をチェックすべきじゃないかということで町長にお尋ねしたところ、町長も買収の方向で検討するというこ

とでございましたが、その後、無償にて譲渡を受けたいという町長の希望もあったので、その後の交渉の経過について報告をいただきたいと思います。

質問事項の3といたしまして、大字堤地区の農地・水関連補助金不正受給についてでございますが、質問要旨として、まず1番目、刑事告訴をされておりますが、その後、警察の対応とかどういうふうになっておるのかをお示しいただきたいと思います。

それから、2番目といたしまして、県より返還命令が出たというふうに聞いておりますが、補助金返還を完了したのかどうか、完了したとすれば何年度分を幾ら払ったという、返還したということで、年度を示して返還金額をお示しいただきたいと思います。

それから、3番目といたしまして、間接補助事業者として町が返還命令に従い返還したのであれば、これは当然、補助金受給者に対して返還請求をしなければならないというふうに思いますが、その返還請求をするのかどうか、考え方についてお尋ねをしていきたいと思えます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、災害復旧と防災対策について、質問要旨1、レイクタウンの土砂崩れ現場の復旧はについて執行部より答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

皆さんおはようございます。吉田議員の質問事項1、災害復旧と防災対策について、質問要旨1、レイクタウンの土砂崩れ現場の復旧はという質問について私のほうから答弁いたします。

まず、議員御質問の現場の状況でございますが、幸いにも人家等に被害は生じておらず、車の出し入れに苦慮はされているものの、今のところ日常生活に大きな支障が出ていないのは幸いであると感じているところであります。

さて、土砂崩れが起きた箇所につきましては、個人所有地であるため所有者の方の対応待ちとしていたところでございます。しかしながら、当該箇所は土砂災害防止法により土砂災害警戒区域に指定されており、土砂崩れ現場付近住民の方の安全についても行政としては考慮する必要があると感じていたところ、昨日、付近住民の方たちの連名で土砂崩れが起きている公衆用道路を町で取得し、整備してほしいという内容の要望書が提出されております。重ねて、公衆用道路の所有者の方たちからは寄附の事前協議書が提出されているところでございます。このような状況の中、地域住民の安全確保の観点から寄附を受領し当該道路周辺の安全対策を講じていくことが必要であると感じているところであります。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○2番（吉田 豊君）

今、三好課長からお答えをいただいたんですが、個人の財産、個人の所有だから協議をし

ておるといことじゃなくてですね、まず、じゃ、お尋ねしますが、あその現場は規模は小さいですけども、災害ですか、災害じゃないでしょうか、自然災害ですか、どちらかでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○建設課長（三好浩之君）

今、吉田議員のほうの質問でございます災害であるか災害でないかということでございますけれども、7月の豪雨による、雨が降ったことによる災害、自然災害の一種と考えております。ただ、現場には人工的につくられた空洞ブロックであったり自然石が積まれておりますので、全てが自然によるものとは限らないと、県のほうの見解でも出ております。災害としましては自然災害ということになります。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

空洞ブロックなり自然の石を積まれてはおるけれども、災害には該当するという事で認識は一致したようでございますが、災害であればですね、やはり災害対策基本法があるわけですね。それに基づいて建設課は対応すべきだと思いますが、それについていかがですか。

○建設課長（三好浩之君）

今、吉田議員のほうから災害対策基本法について対応すべきでないかということの御質疑だったかと思います。災害対策基本法につきましては、昭和36年に制定された我が国の災害対策関係法律の一般法であります。法の概要ですけども、中身としましては、防災に関する責務の明確化、防災関係ですね。それと、総合的防災行政の整備ということで市町村が防災会議を設置することとか、そういった内容が示されております。あと災害発生時に市町村に災害対策本部を設置するというような災害の基本的なことを明確にした基本法であるというふうに私は認識しております。あとソフト面のほうであり、ハード的なものはまた別のものであるというふうに認識をしております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

私のちょっと勉強したことと若干違うようでございますが、この問題をなぜ取り上げたかというのはですね、私が建設課のほうに相談に行ったときにお答えになった内容は、個人の所有物だから公費は投じられないというお答えをいただいたわけですね。だから、そうじゃなくて、災害として認定するならば、先ほど言われたように、防災会議を町に設置してですよ、防災会議に町長が諮問をして、これはやっぱり町でやるべきだという諮問に対する回答があれば、町の工事としてやらなければならないと私は思うんですよ。それで調べたんですが、第5条第1項には市町村の責務として住民の生命、財産を災害から保護するため、地域に係る防災に関する計画を作成し及び法令に基づきこれを実施する責務を有すると、町の責任なんですよ。することができるじゃないですよ。せんばいかんと決まってるわけですね、

市町村の責任でしなさいということで明記されてるわけです。だから、その市町村でやるかどうかというのは市町村の防災会議にかけて災害として認定したら、町の公費でそれは当然災害復旧工事はしなきゃならんってなってるわけですね。そんならば、あなた方が今回、災害復旧で農林と公共で予算要求もされていますが、ここは全く町でやるという気力が、気持ちがないんじゃないんですか、お答えください。

○建設課長（三好浩之君）

吉田議員の質問でございますけれども、やる気がないというような御指摘であったかと思えます。今回、計上させていただいております農林災害、公共災害につきましては、あくまでも町有施設であるものの災害を全部計上させていただいております。今、議論となっておりますレイクタウンの北側に関しましては、私の認識の中ではあくまでも個人の財産ということで今まで答弁をしてきたわけでございますけれども、今回、寄附の申し出等あっており、町のほうに移管、名義を変えることで町有財産となりますので、そういった中でですね、今後は町のほうで対応していくような形になるかと思えます。そういった予算につきましても、今後また御相談させていただくことになるかと思えますけれども、今の段階ではまだ寄附の事前協議という形で進んでいる段階でございますので、ここに関しましては今回の予算の中には上げなかったということでもあります。

以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

今の三好課長の答弁では生ぬるいですよ。まだ今後大きな台風が来るかもわかりませんよね。人命に影響するような、関係するような災害が起きたらどう責任とるんですか。災害対策基本法の87条にはですよ、災害復旧の実施責任として、地方公共団体の長、要するに、町長です。町長は、法令または防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければならないと、明言されとるわけですよ。

じゃ、要望事項もあっているから今後検討しますということですが、本当にやる気があるならね、そのための予備費ですよ。通常の予算執行であれば歳出予算に計上して議会の承認をもらって執行するのがあなた方の仕事です。しかし、予期せぬ災害が発生した場合のために予備費というのは組んであるんですよ。予備費を使ってでも早急にやるという断言してくださいよ。

○建設課長（三好浩之君）

今、吉田議員のほうから御指摘受けました予備費を使ってでもやるというようなことを考えなさいということでございますけれども、まずもってまだ寄附についてまだ採択という形になってませんので、今の段階では予備費と申しますか、今現状を石が散在しているような状況でございますので、石を除去するような費用を災害費のほうで捻出できればと思っております。あと来年の梅雨時期に向けて対応していくわけでございますけれども、その際には上

のほうと協議しながら予備費を使うとか、あと12月補正でお願いしていくとか、そういった形での早急なる対応を考えていきたいと思います。

以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

まだ寄附になっていないからだと、それは個人の財産は関係ないで。じゃ、お尋ねをしますけど、あなたが個人の財産だから公費を使えないとおっしゃいますけどね、日本国憲法にですよ、25条ですかね、日本国民は文化的で健康的な最低生活を保障するとなってる。その項を受けて生活保護があるわけでしょう。で、福祉事務所が調査して、最低生活保障以下の収入であれば、その不足した分を補助するのが生活保護費でしょう。じゃ、保護費は公費じゃないんですか。これも私もさっき言ったようにですね、国民の生命と財産を守ると、災害から守るために町の防災会議を開いて、そして、そこに町長が諮問をして回答をいただいて、それはすべきだという回答をいただければ、予備費を使ってでも公の責任でせんないかんとなってとるわけですよ、法は。同じ日本国憲法の決まりを受けて各それぞれの法があるわけですね。

だから、あなたがおっしゃるようなことであれば、生活保護法てんなんてん、保護はされんじやなかですか。生活保護費も国民の税金ですよ。町の財産も町民の税金です。だから、災害がもし起きたり、防災的にそれが必要であれば町の責任でそれをしなさいて。災害対策基本法第87には明記されています。だから、法の執行者であるあなた方がね、法の趣旨を曲げて解釈したらだめですよ。早急に防災会議を立ち上げて、諮問して、12月てんなんてんかからんでしょうもん。やろうと思えばどがんことでんなるじやなかですか。私はやる気がないからそういうふうな遠回しの答弁しかしよらんとか私は解釈しませんが、いかがですか。

○建設課長（三好浩之君）

今、吉田議員のほうからお叱りを受けたことに関して私のほうから答弁させていただきます。

対応についてはすぐやりたいというふうには考えておりますので、そこを御理解いただきたいと思います。寄附を受けていくことですぐ上のほうと協議をしながら予算的なものを、何といいますかね、概算費用を算出した上で協議をしていって、すぐに対応はしていく気持ちを持っております。

以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

早急に対応をするということで回答いただきましたので、この項目は終わりますが、やはり基本はですね、憲法に守られた国民の生命と財産をいかにして守るか。その法の執行者があなた方ですから、やっぱりもうちょっと法律の勉強をして、独断と偏見による偏った理解じゃなくて、法の制定趣旨に基づいた判断をしてやっていただきたいと思います。町の防

災会議も早く私は立ち上げるべきと思いますが、総務課長、防災会議はおたくの担当だと思いますので、いかがでしょうか。

○総務課長（高島浩介君）

私のほうから防災会議の所管ということでお答えをいたしたいと思います。

今回の件につきましては、通常の防災会議と申しますのは、何と申しますかね、あくまで予防的などところで、計画の制定とか、そういうところでやっております。今回につきましては、防災会議と申しますか、通常の予防的、予防防災についてはもう総務課のほうで自主避難所の開設、そこら辺からやっております。今度、災害復旧につきましては、一応、建設課のほうで所管ということで、今回の件につきましても建設課のほうとは連絡をとりつつ、毎回雨が降るたんびにお互いでパトロールをしながら自主避難所の開設等々を迅速に行おうということで連携をとっております。ただ、今回につきましては、先ほどからお話が出ておりますが、災害復旧について速やかにやるべきところではございましたが、私有地というところの云々の諸事情があるというところで災害復旧が遅れましたことについては申しわけないというふうに思っております。

今後につきましては、防災会議も含めたところで、今、議員がおっしゃられたような、災害については今回も含めたところで迅速の対応をとっていきたいと思っております。

以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

私が何で防災会議を持ち出したかというのはですね、先ほど私が言ってます石段というか、石積みのところの崩れた横にですね、空洞ブロックがですね、かなり高く積んであるわけですね、西側に。建築基準法では多分2メートル以上のブロックを積むときは控えのブロックを入れろという決まりがあると思いますが、建設課いかがですか。

○建設課長（三好浩之君）

今、吉田議員のほうからの御質疑でございますけれども、空洞ブロックについては2メートル以上控えブロックが必要ではないかという質問だったと思います。これは先ほど、先般ですね、大きな地震が関西のほうであったときに、広報紙のほうにも載せておりますけれども、ブロック塀等につきましては、1メートル20、1,200ですね、1メートル20以上につきましては控えが必要というふうになっております。それで、2メートル以上のものをつく場合には、さらにその要件が厳しくなるというふうになっております。議員御指摘のとおり控えブロックについては必要でございます。

○2番（吉田 豊君）

じゃ、あそこの開発行為は何年に出て誰が許可したのかですね。私の見たところでは控えブロックは入っていないように見えます。そうなってくると、先ほど総務課長に言ったんですが、防災会議で空洞ブロックで控えがないから、これは防災対策としてあそこの擁壁工事

が必要ですよという、町長から防災会議に諮問をかけて、それはやらんばいかんという回答が出れば、あそこを擁壁にかえにゃいかんでしょうが。ブロックが倒れてからね、災害復旧でしよったっちゃ、これまだ今のところ上峰町で人命にかかわるような災害は起きていないからいいですけども、あその山が崩れたら、二、三件ぐらい家、わけなく潰れるんじゃないですか。もう少しね、皆さん方危機感を持って仕事に専念してほしいと思います。いかがでしょうか。どちらでもいいです。

○建設課長（三好浩之君）

今、吉田議員のほうから御指摘ありましたとおり、開発がいつであるかと言われると、私の記憶の中では平成10年ごろではなかったかと思えますけれども、当時の資料と、県の実務行為でございますので、うちのほうは諮問をして県のほうに通達するという形になっております。中身については、ちょっと私まだ書類等を見ておりませんので、詳しいことわかりませんが、空洞ブロックの控えがないということはちょっと今の段階では何とも言えない状況でございます。ただ、あれだけの高さでございますので、確かに危険な状態であるというは間違いないと思います。道路構造物、横が道路になっておりますので、道路構造物として基準が定められているような堅牢な構造物にかえる必要はあると思っておりますので、今後こちらのほうで対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、大字前牟田、大字江迎地区の常習水害地の避難道路の確保はについて執行部より答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

吉田議員の質問事項1、災害復旧と防災対策について、質問要旨2、大字前牟田、大字江迎地区の常習水害地の避難道路の確保はという質問について答弁いたします。

まず、資料のほうで先ほど議員のほうから御質疑がありました冠水の深さはどうなのかということでございますけれども、うちのほうが把握している深さにつきましては、通行どめを行った箇所についてはあらかじめ管理しております。場所につきましては、庁舎周辺ですね、庁舎の西側の水路でございますけれども、こちらのほうが70センチぐらいですね。それと、大字前牟田地区の学習等供用施設の前、こちらが一番深いところで70センチぐらいです。その下のほうですけども、何ていいますかね、市武線に出るところですね、こちらのほうが50センチ程度、一番深いときですね。それから、多目的施設の東側でございますけれども、江迎地区の南側、江頭鉄工所付近になります。こちら50センチから60センチ。あと一番南のほう、碓地区の南のほうの道路でございますけれども、こちらのほうが20センチから30センチということで把握しております。申しわけございませんけれども、ほか着色してる部分

につきましては、地区の区長さんなり、あとうちの情報なりでつかんでいる分でございますので、深さについては把握しておりません。

質問のほうの答弁になりますけれども、集中豪雨の際に上峰町南部地域においては長時間にわたって冠水状態となり日常生活に支障を来すこととなりました。これは近年の雨の降り方が異常であり予測できない事象が起こっていることが最大の原因ではないかと思っております。しかしながら、こういう状況であるからこそ避難等についていま一度考える必要があるのではないかと思っているところでもございます。

御質問の大字江迎地区及び大字前牟田地区の避難道路の確保ということでございますが、避難道路を選定する上で今回提出している冠水状況の資料に合わせて、平成29年度に総務課のほうで作成されております上峰町防災マップを重ねることにより、どのルートを選定したほうがいいのか判断できるものと思っております。避難道路の確保ということで6月議会の折にかさ上げについて少し触れられておりましたが、かさ上げを実施することでほかの箇所違った形で影響が出るような工事は実施できないと思っております。周辺の高低差や、状況や、水の流入方向など十分に検討した上で、かさ上げについては検討していきたいと思っております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○2番（吉田 豊君）

今、三好課長のほうから冠水の深さを各地区ごとに大体発表をしていただきましたが、自動車は何センチ冠水するととまるんでしょうか。

○建設課長（三好浩之君）

今御質問の自動車は何センチ冠水したら動かなくなるかということでございましたけれども、はっきり言うと私もわかりませんが、以前テレビとかの報道でこういった状況になると車が動かなくなるというのがあったのを見る限りでは、マフラーですかね、車のマフラーが冠水、水没すると基本的には動かなくなると、一旦とまるそうですね、というふうに認識しておりますので、その高さがどの程度のものかちょっとわかりませんが、30センチ、50センチ、その程度の深さではないかと思えます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

ちょっと時間の関係もありますんで一つずつ聞いていきたいと思っておりましたが、私もテレビで見た範囲なんですけど、今、建設課長が言ったように、マフラーが水につかれば車はとまる。私もこの質問をした上です、うちの軽の乗用車とトラックのマフラーの高さを調べたんですよ。そしたら、軽の乗用車で25から26センチですね、軽トラックで約30センチ。今言われた70センチとか50センチはもう完全にどこでんとまってしまいますよ。先ほど総務課長が言われた避難場所の指定をやってますということですけど、避難場所へすら逃げら

れないわけですね。幾ら避難命令を出したって避難所に行けないじゃないですか、そういう道路の管理の仕方でもいいんですか、どうですか、お答えください。

○建設課長（三好浩之君）

今、吉田議員のほうからの御質疑で、避難所へ逃げることもできないような道路の管理でいいのかということの御質疑であったかと思います。今までに降った雨の中で幾度となく通行どめというのはやってきた経緯もございます。今回の雨に関しましてはかなりの量降ってまして、県道坊所城島の庁舎の前とか、そういったところがかかるような内水被害も起きております。尋常な降り方じゃなかったというのは認識しているところでございますけれども、先ほども申しましたとおり、避難する道路もないような状況でございますので、今後そのかさ上げについてはですね、必要性を感じているところでございます。行うに当たって、そのかさ上げを行うことでですね、さらに内水被害がひどくなってほかの道路に影響が出るようなかさ上げというのはちょっとできないのかと思っておりますので、水がどこから流入してどういうふうに流れていくかというのを判断したところでですね、その道路のかさ上げというのを、避難道路を確保する上では必要かと考えているところでございます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

かさ上げをしたために他のところに影響が出るようなかさ上げはできないということなんですが、それに一番詳しい方はですね、地元の区長さんたちなんですよ。だから、その工事計画をする段階でね、地元の区長さんたちと十分協議をして、ここをするならここに来るからここはどの程度と、そういう形はオーバブリッジでもいいじゃないですか、考え方としてね。いずれにせよ今回の7月6日の豪雨でもですね、筑後川もあと寸前で切れるところまでいっとつとですよ。あれが切れたら28水も、私も6歳ですからうす覚えで覚えていますかね、坊所新村にきは2階の屋根上上がってね、救援物資のおにぎりなんてん待っとなさったわけですよ。そいけん、そこまで、今、三好課長が通行どめで対応しているということなんですけど、通行どめしていかれんならば、その水害に遭わんところさい逃げられんじやなかですか。だから、一日も早く幹線の部落間の連絡道路を大水害が来ても、28水のような水害は別ですよ、今通常起きているような常襲の水害では安心して逃げられるような道路のかさ上げをすれば、28水のような水害が発生しても、筑後川が切れて上峰まで水が押し寄せてくるまでの間にはどこかへ逃げられるはずですよ。特にですね、注意してもらっておきたいのは、28水の後、各前牟田、江迎の方々はほとんど1軒に1台のですね、1そうのササ舟、舟をね、各家庭全部持ってあった。今それが全然どこも置いていないわけですよ。だけん、舟のあるぎにゃ舟に乗ってから逃げらるばってんが、舟のなかけん、車の行かんぎ、もう全く孤立状態になるわけですね。だから、このかさ上げについても防災という立場から積極的に役場として行動を起こしていただいて、かさ上げ工事を速やかに実施していただきたいと思っております。

が、建設課長、最後の答えをいただけますか。

○建設課長（三好浩之君）

今、吉田議員のほうから御指摘を受けましたとおり、避難道路については唯一の避難するための道路として認識しておりますので、今逃げるができないような状況になっている箇所についてはですね、早急に対応をしていくことで、まず一番に検討するというところで考えを持っていますので、地区の方とも十分協議をしながら、こういった工事をしたほうがいいのか、そういったところも含めてですね、今後検討していきたいと思えます。

以上で答弁を終わります。

○2番（吉田 豊君）

特に町長が安心で安全なまちづくりに邁進するということを公言されてますので、町民の皆さんが安心してですね、暮らせるような各種政策をお願いしたいということでこの質問については終わります。早急に実施をしていただくように。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項2、上峰町創生について、質問要旨1、企業誘致対策はについて執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

吉田議員の質問事項2、上峰町創生について、要旨1、企業誘致対策はに関して答弁をいたします。

企業誘致を取り組む上では自治体の特性や環境に応じたサービス産業を組み合わせる考えなければならぬと思っております。また、企業活動のグローバル化に伴いまして海外に進出する企業は増加しておりまして、生産拠点の海外シフトが続いていることもあり、工業団地への工場建設といったような従来型の企業進出だけでなく、企業買収やPFIの導入など企業による進出形態が多様化している現状がございます。こういった企業立地施策の潮目というのも来ており、ハードや補助金だけに依存せず独自のターゲット設定や企業との関係構築が求められていくものと考えておりますが、現状において急激な対応を変更していくことでなく、これらの流れを見据えながら、従来からの民有地とのマッチングなど両にらみでの政策展開を検討していきたいというふうに思っております。

なお、もう一つ重要な点といたしまして、新規の誘致を競い合うということよりも地域に現在創業している企業をつなぎとめる方策、こちらのほうも大事という認識が広がりつつあります。既に拠点を構える企業との関係性を深めたり、その事業構造の高度化を支援したりすることで再投資を促すといった取り組みも考えられると思えます。これを実行するためには地域企業の事業戦略などに、今まで以上に深くかかわる必要もあるのではないかと、このように考えております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○2番（吉田 豊君）

以前ですね、私と同じような質問をしたときに、町長からも、過去のような工業団地をつくって取りつけ道路をつくるようなそういう企業誘致ははやらないというふうに言われました。私なりによく考えました。それはですね、日本の高度経済成長時代、日本全国あらゆるところで工業団地をつくっても企業が進出したけれども、今現在そういうふうなやり方では企業は進出しませんということを経済学者が言っただけであってですね、現に中原の工業団地でももう企業が進出しているじゃないですか。やっぱりね、現実を見据えて少なくとも町の人口増を図るなり考えるならば、働く場所を確保する、そのためには宅地造成も必要になります。だから、そういう全てのものを加味してあなた方が今後の上峰町をどうつくり上げるかという創生室の私は仕事だと思うんです。

だから、経済学者が言うようなことをね、まともに受けて、それをあたかも現在はそれが主ですよというふうな言われ方をしても私は納得できません。それは経済学者が言うように、日本全国どこでんかんでん工場団地ばつくって道路をつくったけん、さあ、おいでくださいと、それは行きませんよ。しかし、企業立地の条件として長崎自動車道のインターチェンジ東脊振も近いじゃないですか。あるいは商圈の久留米、あるいは鳥栖、いろんなその交通便、企業の立地の条件というのは上峰はある程度備わっていると思うんです、そういう言い方ばかりじゃなくて、やっぱり私の耳に、ちょっと私の言うことに耳を傾けてくださいよ。千代田町の化粧品メーカーにしたってあいだけの大きな工場ができてますよ。前日も6月も言いましたが、佐賀市の駅前の農協会館の横に、今度ゲームソフトの会社も進出します。あれも国有地を県が受けて、県から市が譲渡を受けて市の誘致企業にまとまったわけですね。先ほど言いましたように、中原の工業団地にも二、三日前の新聞で出ました。大電関連2社があそこに、あれは何やったですか、なんじゃいマイクロですか、何かそういうふうな需要が大きいから工場を増設する。上峰でもニシハラ理工の増設問題はちょっと、きのうおとついやったですかね、載ったんですけど、そうじゃなくて、上峰町をどういうふうにつくり上げるかということを考えて、じゃ、どういう施策を打ち出すのかと。それが創生室長の私は仕事だと思うんですけど、いかがですか、創生室長。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

ただいま創生室長の仕事だということで大変重い命題を受けたかなと、ちょっと認識しているところではございますけれども、これまで私ども含めた自治体、企業立地政策に注力してきております。産業構造の変化に加えまして為替や国内税率、それと、それらを踏まえた企業の立地動向に大きく左右されるといったこともございました。先ほど言われた隣町のよう、ちょっとうまく誘致に先行しているところも確かに見受けられはいたします。行政によるコントロール自体が比較的難しく当たり外れの大きい施策としてこういう政策分野と

というのが認識されてきた経緯が過去あるかというふうに思っております。立地形態の多様化とか、誘致対象のグローバル化とか、先ほども申し上げたような企業立地の新たなこういう潮目があるわけですが、立地施策にさらなる複雑性とか不確実性をもたらせる可能性というのは今後もあり得るのではないかなというふうに思っております。

ただ、一方ですね、こういった流れには過去期待したほどの成果を得られなかった自治体に関しましては、企業立地政策の方向転換を行うチャンスでもあるかなというふうには思っております。例えば、その誘致ターゲットによっては必ずしも大規模な工業団地の整備などの必要はなくて、例えば、学校など、うちにはないんですけども、そういった既存の箱物の施設とか、社会問題化している空き家とか、こういったものの活用も今後考えられるんじゃないかというふうに思っております。

また、グローバル的な発信につきましても、既存のSNSなどこういったのを利用すればですね、容易でかつ安価で実施可能でもございますし、近年のインバウンドの増加、外国人観光客による増加とかですね、そういったものでは、接点の増加という意味では海外企業に対する誘致活動にはプラスになるだろうというふうにも考えております。ですので、こういったある意味ピンチなところをチャンスに振りかえていくと、しかも安価でかつ容易に情報発信がしやすいというようなやり方に、そういうやり方も見据えてですね、やっていくという方法もあるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

不満ですけど、仮によしとしましょう。じゃ、いつからどういうふうな方法でね、具体的な企業誘致に結びつけるか、明快な回答をしてください。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

いつからどういうふうにということでございますけれども、そういったところで、アプローチをしていく中でいろいろ検討するものの中にはございます。私も今、議員の質問に対してこの場でお答えした限りでございますので、具体的にいつからというようなタイムスケジュール感があるわけではございませんので、鋭意そういったことのやり方に関してですね、研究させていただきたいと、こんなふうに思っております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

それじゃ答えになっとらんじゃないですか。理想論ばかり言たって現実は進まんとでしようが。だから、今、役場に与えられた範囲内で仕事をしていくという形であれば、私がさっきから言うように、どっかで工場団地をつくって、用地買収をして、それはあなた方はやらんというかもわからんけれども、とりつけ道路つくって募集をかけてんですか。やってみて企業の来んと、進出せん場合はしょんなかでしょう。やりもせんでね、理想論ばかり

り申し上げたってね、納得しませんよ。納得できませんよ。

じゃ、先ほども言いますように、いつぐらいから企業訪問して、意向調査をして、何年からどうしますというぐらいの答えを持ってね、私に説明するなら私も納得しますよ。しかし、もうそれはあなたの理想論を聞くだけであって、私はそいじゃ納得できない。だから、今あなたがいる創生室長の権限で仕事の範囲内で上峰をどうつくっていくのかということ考えてたら、私はそういう今まで言ったような方法しかないと思う。それは民間資金を使ったほうが金は要らんけん、それはいいですよ。理想です。

以前、あなたが創生室に来る前の健康福祉課のときも私といろいろ意見、議論をしたんですが、そのときもあなた言ったよね、自助、互助、共助と、あなたが言った後、数カ月でね、厚生省が方針転換した。もうその言葉全く消えてしまった。とにかくいま一度考え直してね、自分に与えられた職責の範囲内で上峰町をどうつくり上げるかということできっちり考えていま一度答弁をください。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

ただいまお叱りを受けておりましたけれども、いわゆるその理想、あるいはそこ理想のところも確かにございますけれども、こちら政策のほう、あるいは立案に落とし込むとなると、そこではある程度の研究材料というものも必要になりますし、先進地でそういうことをやっているところも確かにあります。ですので、そういったところの勉強もさせていただくというようなこともちょっと含み置きましたところで、なかなかのタイムスケジュール感というのは出せませんが、私どものほうとしても鋭意、私どもができる範囲内で努力をしていきたいと、このように考えております。

○議長（寺崎太彦君）

次、いいですか。

質問要旨2、上峰町人口目標1万人到達方策はについて執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

吉田議員の質問事項2、上峰町創生について、要旨2、上峰町人口目標1万人到達方策に関して答弁いたします。

平成24年3月に策定いたしました上峰まちづくりプラン中では、平成33年度の人口目標1万人と予測していたところですが、平成29年3月に策定をいたしました後期5年間のまちづくり指針として策定した上峰町まちづくりプラン後期分野別計画の中では、平成33年度の人口目標を9,210人と見直しを行ったところですが、これは内外の動向や人口の社会減、自然減を加味した上での見直し目標となっております。しかし、人口の維持、あるいは増加を目標とする上での主眼は変わっておりません。人口を維持増加を図る具体的な方策につきましては、定住人口をふやすということが肝要かというふうに考えております。そのためには住宅戸数の増加が、効果が一番見込めるんですが、現在内容を検討しております公民連携計画策定過

程においても、そういった手法についてあわせて検討しているところです。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○2番（吉田 豊君）

平成33年で9,210人という人口目標があるということなんですが、そうじゃなくて、前の創生室長の北村室長と確認したときに、現段階のやつをそのまま放置すれば人口減少に入るけれども、それを阻止して目標の1万人にするためには、まず1万人が適正人口であるかどうか、今までの現在までのですね、マスタープランでも上峰町人口、適正人口は1万人ということずっと来ておったと。それで、あなたは1万人でどう思うかということでも問うたところ、北村室長も1万人でいいと、1万人が適当だろうという答えをいただいたわけですね。前回のあなたが創生室長をかわられたときに確認したら、室長の答弁されよったことと変わりませんということだったんで、意見が一致したところということで私は認識をしておったんですが、先ほどのね、企業誘致と一緒になんですけど、大まかに北部が工業団地、中部が住宅団地、南部は水田等の農村地ですね、農有地という大別はされてますが、まず、土地利用計画の見直しを私はしてくださいと言っているわけですね。

例えば、地名を申し上げてその地区の人には大変申しわけないですが、例えば、前牟田あたりでは集落と集落の間に、何というんですか、でこぼこしたような農用地があります。圃場整備をしてですね、1種農地か2種農地か知りませんが。そういうものを整備して宅地転用して人口増を図ったらどうかということをお私はずっと提案してきたわけですね。あなたは、6月定例のときも聞いたんですが、さっきの企業誘致といっちゃん変わらん、民間の資本を活用して。しかしね、今みやき町で実施されてますPFI方式による住宅団地といいますか、アパートの建設あたりを見よってもですよ、私の考えですけど、自分の持ち家だから転出をしなくてそこにずっと住み続けるわけですね。今の東大建託なりいろんな不動産がありますけど、今現在、新しく入ってもですね、敷金もなし、何もなしやけん、次から次に新しかとへ転出して移っていくわけですよ。5年から10年しよったらですね、もう空き家ばかいなはずです。だから、そういうことが見えるから持ち家制度を考えて宅地造成をして宅地分譲がいいんじゃないですかということをお言っているわけですね。そういう考え方にはなりますか、なりませんか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

議員御指摘のとおり、確かに人口の流動化というものがいろいろな市町村で進んでおります。上峰町も例外ではございません。そこで、いわゆる分譲とかですね、戸建てとか、そういったものをしていいんじゃないのかというようなお話もあっておるところでございますけれども、いろいろな方策ございますけれども、そういった手法も否定せずに検討しているところでございます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

いろんな角度から検討していくということでございますので、私が今までずっと申し上げたことも十分参考にさせていただいてですね、よりよい方向に進むように努力していただきたいと思います。

以上でこの項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨3、イオン跡地の取得に向けた交渉経過はについて執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

吉田議員の質問事項2、上峰町創生について、要旨3、イオン跡地の取得に向けた交渉経緯はに関して答弁をいたします。

本年5月18日のイオン九州株式会社取締役会におきまして来年2月28日をもってイオン上峰店の閉店が決議をされました。その後、町といたしましては6月22日付文書で取得について検討するためイオン九州株式会社が所有する当該店舗に係る財産について情報提供をいただきたい旨の発出を行い、7月5日付文書では無償取得することについて協議の場を持っていただくよう発出を行っているところです。以後、実務者を中心に協議を綿密に行っております。相手方がいる話でもありますので、内容に関しましてはこの場での御提示は差し控えさせていただきますが、本町の提案に対して社内で鋭意検討を重ねていただいております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○2番（吉田 豊君）

まだ公表の段階に至っていないというふうなことでございますので、その用地の取得に向けての質問は終了しますが、それではですね、もし、町有地として取得ができた場合、私の考えでは町有地になってから跡地の利用を考えては遅過ぎるわけですね、遅過ぎると思うんです。だから、無償で譲渡の要求をしながら跡地の利用についてもですよ、十分検討をしていかなければいけないというふうに思いますので、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

議員御指摘のとおりかというふうに思っております。イオン九州株式会社において2月の末に閉店するということに関しましては、既にもう決定されている事項でございますので、いわばちょっとお尻が決まっているような状況になっているかと思っております。ですので、私どももこのほうでもただいま公民連携計画を策定に着手しているところでございますけれども、そういった動きをイオン九州さんのほうに見せていくことでイオンさんに対してのメッセージもあわせて送りたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

私の指摘とおりのことで答弁をいただきました。

町長にお尋ねですが、今、町長が考えておられる跡地の利用について公表できる内容があればここで公表していただきたいと思いますが、公表するような場にまで至っていないということであれば答弁要りませんがいかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

このイオンの跡地利用にかかわらず一般的に地域の活性、すなわち人だまりをつくるためには大きな商業施設と、人を呼ぶ公共施設と、歴史的史跡、また、温浴施設が必要だと以前、市町村講演会のほうです、県外の方ではございますけれども、大学の関係者の方がおっしゃっておられました。今人だまりをつくることです、人の流れをふやし、地域内だけでのですね、交流を、交流人口を集めるのではなく、関係人口と申すそうですが、交流人口からさらに関係するですね、人の流れをつくっていくことで核をつくっていくと。今人は余り動かないということでございまして、車で乗りつけてその周辺をたまっていくといいますか、時間を費やすことが多くございますので、そうしたことができるような場所をですね、やはり中心地にはつくっていく必要があるのではないかというふうに考えてございます。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時52分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

午前中に引き続きまして一般質問を再開いたします。

それでは、2番吉田豊議員の質問事項3、大字堤地区の農地・水関連補助金不正受給について、質問要旨1、刑事告訴その後と今後の対応について執行部より答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

吉田議員質問の質問事項3、大字堤地区の農地・水関連補助金不正受給について、要旨1、刑事告訴その後と今後の対応についてについて答弁いたします。

大字堤地区の農地・水関連につきましては、刑事告訴の手続のため、鳥栖警察署へ告訴状を提出する前段で、警察で捜査をしてから判断したいとのことで時間を要する旨が伝えられております。

したがいまして、刑事告訴に係る捜査の参考資料として大字堤地区の農地・水に関する書類の提出を8月23日に行った段階であります。

今後の対応につきましても、警察の捜査に協力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

そうすると、結局、まだ告訴状の受理には至っとらんということですか。刑事告訴は、もう受理になったわけでしょう、なっとらんとですかね。その辺、もう少しわかりやすく説明してください。

○産業課長（日高泰明君）

質問の告訴状について答弁いたします。

1月9日に警察と打ち合わせを行った中で、刑事告訴につきましては警察で独自に調査したいというふうなところで、向こうに預かられているような段階で、向こうで独自に捜査をされております。

その捜査の内容としまして、こちらが告訴につきまして疎明資料として町にあるものを、そのときも添付をしておりましたが、追加で警察より要求を受けまして、その要求によりまして町のほうで資料を提出したのが8月23日というふうなところで、ただいま警察のほうで独自に捜査をされているところでありまして、告訴の受理には至っていないというふうな状況です。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

これは、後の(2)(3)と関連しますので、先に(2)と(3)の答弁をお願いしたいと思います。

というのは、多分、私の知る範囲内では、これは時効がね、多分1年で成立すると思うんですよ、返還請求の時効がですね。1年過ぎたら返還請求ができなくなると思うんですが、そういう関係がありますので、2と3の答弁を先にしてもらっていいでしょうか。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問要旨2と3を一緒に、県より返還命令が出たが、返還は完了したか。引き続きまして、間接補助事業者として返還命令に従い返還したのであれば、補助金受給者に対して返還請求はしたのかについて執行部より答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

吉田議員質問の質問事項3、大字堤地区の農地・水関連補助金不正受給について、要旨2、県より返還命令が出たが、返還は完了したかについて答弁いたします。

県からの返還命令につきましては、平成30年3月22日付で平成28年度の補助金の額の確定についての通知により、平成28年度に既に交付した交付金4,303,173円の返還を命じられ、

返還の期限はこの日から15日とされましたが、3月議会で承認いただきました予算によりまして、平成30年4月6日に返還完了しているところです。

なお、平成28年度以前に係る国費、県費分の返還金についても、今後、別途対処が必要となりますとの連絡が県からあっております。

要旨2の答弁につきましては、以上です。

続きまして、要旨3、間接補助事業者として返還命令に従い返還したのであれば、補助金受給者に対して返還請求はしたのかの質問について答弁いたします。

返還命令に従い返還しました平成28年度に交付した国、県の補助金につきましては、次年度に前年度の補助金の額を確定させるという補助金のスケジュールによるところの中で、当該年度の確定に伴い、返還命令があった交付額について返還しているところです。

現状では平成28年度のみ返還している状況であります。これに対する返還請求は町が請求する額の全額と合わせて今後、返還請求していくところです。大字堤地区の農地・水・環境保全に多大な影響を与え、今年度に町単独補助金の補正予算のお願いや今後の新たな活動組織による活動の認定にも支障を来しているところでもありますので、適宜、必要な時期に適切に判断して行いたいと考えております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

じゃ、お尋ねしますが、30年4月6日に28年度分については返還が完了しておるということとございますが、この補助金返還に対する時効成立の年限は何年でしょうか。

○町長（武廣勇平君）

今、先ほど議員のほうから1年というお話がございましたが、私どもが弁護士に確認をしたところ、補助金の返還は地方自治法上の金銭債権に当たると考えられ、5年時効が適用されるというふうに考えてございます。これは事業自体は5年一括で事業をしておりますので、最終年限時の事業年度から5年ということで理解をいたしております。

○2番（吉田 豊君）

じゃ、5年間は時効は成立しないということで認識をしましたが、補助金受給者に対して返還請求をする予定はあるかどうか、お尋ねいたします。

○町長（武廣勇平君）

県から、先ほど担当課長が触れられましたが、読み上げます。平成27年度以前に係る国費、県費分の返還金についても別途対処が必要となりますということで明文化されて資料が届いておりますので、これに沿い、適切な対応をとっていくことになると思います。

○2番（吉田 豊君）

ということは、過去の分、全て返還請求をされるということで理解すればいいわけですかね。

○議長（寺崎太彦君）

執行部、答弁。

○町長（武廣勇平君）

警察への告訴の状況については、新聞等でも、以前、広くお知らせされたとおりでございまして、過去の分にわたって請求をしていっていききたいという考えを持ってございます。

○2番（吉田 豊君）

じゃ、その刑事告訴に対する警察の捜査待ちということとは切り離して、補助金返還は補助金返還として対応をせんばいかんということでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

補助金の返還と告訴とは何ら関係はございません。返還請求があった場合に返還をしていくと。以前、もうこれは予算化をしまして、返還も以前、28年度分は実施済みでございます。

27年以前につきましては、先ほど申しましたとおり、県の御意思が文書で来ておりますので、それに沿って適宜、対応していくということでございます。

今、言われているのは告訴の件でございますが、先ほど課長が言われましたので、繰り返しになりますけれども、警察のほうで自分たちのほうで調べをさせていただきたいという流れになっておりますので、その辺を待って、刑事告訴については待っていききたいと。

その他の手法については、以前、当初予算でいただいた予算をもとに、あらゆる角度で適宜、適切に判断していききたいというふうに考えております。

○2番（吉田 豊君）

なかなか刑事事件というのは難しいようで、なかなか理解に苦しむんですが、いずれにせよ、県から補助金返還命令が出た場合については、その段階で返還をしていくという町長の気持ちというのがわかったんですが、やはり返還したのであれば、それに対する、受給者に対する町への補助金返還を請求すべきだと思いますが、それは請求されるのでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

ちょっと理解が行きませんが、請求を求めて戻ってこないものだから刑事告訴を検討している。また民事訴訟も検討をしているというふうに3月議会で申し上げたとおりでございます。

○2番（吉田 豊君）

じゃ、私の認識不足かも知れませんが、一応、じゃ、補助金の受給者に対する、返還した分についての返還は現段階では請求しているということなんですか、28年度分に対して。

○町長（武廣勇平君）

返還を請求する訴訟を起こそうというふうに考えております。そのような理解でおられるかと思っております、民事についてはですね、そのように求めていききたいし、実際、返還金が発生するような事態が起きておりますし、また27年度以前にさかのぼって返還を求める文

書も先日参りましたので、この点については町のほうで先日、議会で御議決いただきまして返還をいたしましたけれども、今後についても発生する分については、引き続き求めていくための法律的な対応を考えていきたいと考えております。そのタイミングについては、適宜、適切に判断していきたいということでございます。

○議長（寺崎太彦君）

これで2番吉田豊君の一般質問を終了いたします。

引き続きまして、1番向井正君よりお願いいたします。

○1番（向井 正君）

皆さんこんにちは。1番向井正です。ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、7月の西日本豪雨災害では多くの方が亡くなられ、また先週9月4日の台風21号、その2日後、6日未明には震度7の北海道地震と自然災害が続いており、甚大な被害を出しております。災害で亡くなられた方に哀悼の意を表すとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。また、被災地の早期の復旧を願うところです。

それでは、通告に従って質問いたします。

最初に、ふるさと納税についてでございますが、このふるさと納税につきましては、27年度より本格的に取り組み、27年度約20億円、28年度約45億円、昨年度約66億円と、これ財政的にも、大変重要な財源にもなっております。

また、今年度におきましても4月から7月までの実績として件数、金額ともに昨年度を上回っているとのことで、町長初め職員の皆さんの御努力、それから各種PRによる効果も大きかったのではないかと感じております。

そこで、今年度のふるさと納税のPR業務についてお尋ねいたします。

2つ目に、地域振興についてでございますが、来年2月いっぱいでのイオン上峰店の閉店を受け、町としては土地の取得を目指すということで、現在、イオン側と交渉中かと思えますけれども、1点目にこの進展、進捗についてお伺いいたします。

2点目に、取得交渉と同時に、この跡地の活用計画ということも進めていくということかと思いますが、どのような活用策をお考えなのか、お伺いいたします。

3つ目に公園整備についてでございますが、上峰町の観光推進、また観光誘客の拠点となるべく、鎮西山再整備計画が進められておりますが、1点目にその進捗についてお伺いいたします。

2点目に、八藤丘陵の整備についてでございますが、町有化後、北側の水路の埋め立て改修工事も終了しているようでございますが、今後の整備計画についてお伺いいたします。

以上、3項目、同僚議員の質問と重なる点もございますが、よろしくお伺いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、ふるさと納税について、質問要旨、今年度ふるさと納税のPR業務はについて執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

向井議員の質問事項1、ふるさと納税について、要旨1、今年度ふるさと納税のPR業務はに関して答弁をいたします。

今年度のふるさと納税PR広告業務委託につきましては、7月11日にプレゼンテーション及び審査会を開催いたしまして、契約候補者選定を行いまして、7月31日付で契約を行いました。昨年度は10月から動き出していることもございまして、メディアの露出も含め2カ月程度早目の戦略が仕掛けられるんじゃないかというふうに考えています。

これまでの既存力に加え、寄附の使い道、用途にスポットを当てた新たなムービー制作を予定していることに加え、神戸大学大学院経営学研究科保田隆明准教授とそのゼミ生によるKKH笑顔つなぐプロジェクトの戦略的シンクタンク構想として、この業務の一環で実施しております。今年度は、他の自治体もメディア露出戦略を検討していると思いますが、他と差別化できるよう一歩先の戦略を行っていきたい考えです。

以上、向井議員の質問の答弁を終わります。

○1番（向井 正君）

今、説明いただいたんですけれども、今年度も博報堂に業務を委託されるということでございますけれども、この業務委託に関しましては、先般、プロポーザルでの選定ということであったかと思っておりますけれども、博報堂のほかにも、何かこのプロポーザルでの応募というのはあったのかと、それから最終的にこの博報堂に決められた理由について、お願いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

まず、御質疑の1点目、プロポーザルの状況ですけれども、応募事業者は7事業者ございました。うち、1事業者が辞退をいたしまして、6事業者の参加となっております。これは、プロポーザルのほうで実施をしております。

あと、もう一点のほうですけれども、要は決め手は何だったのかという話だったかというふうに思います。もちろん、プロポーザルですので、他社のほうで言われたものも、ちょっと比較したところがありますので、なかなか言いにくいところもあるんですけれども、ちょっと言える範囲内ということでこちらの感触を申しますと、例えば広報媒体として前回CM等の撮影も既に行っておりましたので、まだ鮮度があるということで、すぐ使える素材を持っているところは1つ、アドバンテージがあるんじゃないかということと、あと、シンクタンク的な発想につきましては、ふるさと納税だけではなくて地方創生の理念にも合致するというのが強みだったんじゃないかというふうなところが、大きく言うと2点になるんじゃないかというふうに思います。

これ以上の点につきましては、審査の過程に触れることとなりますので、控えさせていただきたいというふうに思います。

○1番（向井 正君）

博報堂に至った経緯ということで、内容的には余り深くは説明できないということですが、昨年度もこの博報堂に委託をされ、その業務実施、あるいは昨年度の実績評価等も含めた上でのこの決定であるかと思っております。博報堂といえば国内でも広告代理業務ではトップクラスの会社でございますので、この上峰町のふるさと納税のPR業務ですか、という面では十分、お任せできるのではと私も思っております。

それで、先ほどの同僚議員からも話が出ておりましたけれども、このふるさと納税の返礼品メニューとして、昨年度、東京の南青山の和食店「猩々」のお食事券を出されておりました、先ほどの報告でも29年11月から30年7月までに852件の申し込みがあったということで、こちらのほうでもさらにPR効果というものが大きかったのではないかと、そのように思います。

実は、私の友人夫妻も一度、「猩々」さんに伺ったらしくて、その感想を聞きますと、この店の雰囲気も本当によくて、出される料理も大変おいしかったということで、すごく満足をしておりました。

この返礼品につきましては、直接、自宅に希望の品が届くというのも、これは寄附者にとっては本当に楽しみかと思っておりますけれども、こういった体験型のサービスを味わえるということは、またこの寄附者に対して違った意味での満足感を提供できるのではないかと思いますので、こういった「猩々」のようなアンテナショップについては、できたら寄附者の多い地域にもう何店舗か拡大してもいいんじゃないかと思うわけでございますけれども、その辺についてお考えをお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

アンテナショップに関しての御質疑だと思いますけど、私も現地のほうを確認してまいりました。青山通り手前の路地ではあるんですけども、青山公園テニスコート前に店を構えられておられまして、店構えも内装もしっかりしている印象でございました。店内では、上峰町由来の商品が展示してありましたし、何より食事が大変いい仕事をしておられると、私も納得の内容だったというふうに思っております。店の中も拝見させていただいたんですけども、当日、全室埋まっているような盛況ぶりでございます、非常にはやっているお店だというような認識を得たところでございました。

東京に、今、南青山に1店舗ということですけど、今後、拡大をというような御趣旨なのかというふうに思っておりますが、ちょっとまず「猩々」さんで今、こういう状況で今、やらせてもらっている状況ですね。今、モデル的にずっとやっていただいているところでもありますので、いろいろな反応を見ながら、今後どういう展開をしていくのかというのは、い

ろいろ検討をさせていただければというふうに思っております。

以上です。

○1番（向井 正君）

なかなか日ごろ行けないような高級店と申しますか、そういうところでおいしい食事をいただける、それも上峰町の返礼品を使った食事ということでございますので、これはもう町にとってはPRにも直接つながることでございますので、こういったアンテナショップについては継続、またぜひほかの地域にも拡大をお願いしたいと思っております。

それから、ちなみに昨年ですけれども、東京というか横浜でしたか、それから大阪あたりで、イベントの中で町のPRを設けて、直接、そういった町のPRをされているわけでございますけれども、その辺の計画はことしも計画されているのか、その辺をお伺いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

イベントへの出展に関しての御質疑かというふうに思います。

ありがたいことに、いろいろなプランナーの方から上峰町に対して、こういうのに出展されたらどうですかというふうなお話を常々いただいております。いろいろな事業的な効果とか、出展に関する例えば費用とか、そういった総合的なちょっと勘案をさせていただいて、出展するかしないか、あるいはやるかやらないか、この辺も含めて、今、いろいろな話をいただいておりますので、中身を精査させていただいてから検討したいというふうに思っております。

以上です。

○1番（向井 正君）

イベント等で町のブースを設けるということは、直接、納税者に対して町のPRをできる機会だと思いますので、こういった取り組みはどんどん広げていただきたいと思っております。

いずれにしても、このふるさと納税に関しましては、まだ納税者の利用率ですか、というのが十五、六%という程度とまだまだ伸び代があるわけでございますので、他の自治体もこういった返礼品の充実とか、またいろんなアイデア等で取り組んでいかれるかと思っておりますので、それに負けないような企画とか、あらゆる媒体を通して町のPRに取り組んでいただくようお願いして、この項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項2、地域振興について、質問要旨1、イオン跡地取得交渉の進展はについて執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

向井議員の質問事項2、地域振興について、要旨1、イオン跡地取得交渉の進展はに関し

て答弁をいたします。

他の議員から同様の質問が出されておりますので、内容が重複することをまずもって御容赦いただきたいと思います。

本年5月18日のイオン九州取締役会におきまして、来年2月28日をもってイオン上峰店の閉店が決議なされました。その後、町としましては6月22日付文書で、取得について検討をするため、イオン九州株式会社が所有する当該店舗に係る財産について情報提供をいただきたい旨の発出を行い、7月5日付文書では無償取得することに関し協議の場を持っていただくよう発出を行いました。以後、実務担当者を中心に協議を綿密に行っております。

相手方がいる話でもございますので、内容に関しましては、この場の御提示は差し控えさせていただきますが、本町の提案に対して社内で鋭意検討を重ねていただいております。

以上、向井議員の質問の答弁を終わります。

○1番（向井 正君）

進展ということで、今、交渉中ということで余り深いことは、今、言えないということかと思えますけれども、普通に考えますとね、あのイオンの広大な敷地を無償で提供してもらえるのかなと思うのがちょっと当然かと思えますけれども、町として取得に当たって何かリスクとかそういうのはあるのかなと。そういうふうなことはちょっと思うわけでございますけれども、交渉中ということで、この交渉に当たっては町長が大体、先頭に立って交渉に当たられているかと思えますので、できるだけ町に有利な方向にこの交渉が向かうよう、また交渉の進捗があれば、そのときにはまた説明をお願いするというところで頑張っていただきたいと、この項はこれで終わります。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

イオン九州社内でも鋭意検討はなされておられるようです。

最終的には、実質的な権限があります取締役会での決議が必要になる事項ではあると思いますが、大きな会社組織ですので、意思集約の過程で時間が相当数かかるものとは思いますが、

どのような議論が社内で行われているかにつきましては、私ども想像の域でしかありませんが、当町の申し入れについては、少なくとも真摯に受けとめていらっしゃるものというふうに感じておるところです。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

よろしいですか、次。

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、イオン跡地取得後の活用策はについて執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

向井議員の質問事項2、地域振興について、イオン跡地活用後の活用策はに関して答弁を

いたします。

現在、取得に向けた折衝を鋭意、イオン株式会社と行っており、回答はまだないものの、イオン九州株式会社においても社内で検討をさせていただいております。

取得後の方策につきましては、公民連携計画策定の形成過程において活用の具体策を煮詰めているところです。その傍らで消費者目線、生活者目線や日々さまざまな活動を行っている方々から意見を集約していることに加え、民間事業者からアイデアやノウハウの提案を受けるべく、サウンディング調査を実施する運びとしております。

以上、向井議員の質問の答弁を終わります。

○1番（向井 正君）

今、室長のほうより説明をいただきましたけれども、このイオン閉店ということで町民、また周辺地域の皆さん、それから関係者の方々にとっては、これは本当に大変ショッキングなことで、いろんな意味でこの閉店後、不安を感じておられる方が多いのではなかろうかと思っております。

町としても、総合戦略の中でこのイオン上峰店というのが中心市街地活性化の中核施設として位置づけられておりましたけれども、この2月閉店ということで大きくこれも見直しが必要となってきております。

そういった中、町として跡地の再開発を目指し、計画中ということで、この秋までに活用策のめどをつけたいということも表明されておりますが、また商工会との連携、また住民との、先ほどもお聞きしましたけれども、意見交換会等も取り組んでおられますが、やはり住民の不安というのは本当に大きいものだと思っております。

イオン前身のサティがあのに進出が決まったときには、周辺に多くの方が転入して来られたという話も伺っておりますし、イオン閉店後、よもやあそこが空洞化が長期化するということになれば、逆に転出ということを考える方も出てくるんじゃないかということをお慮するところでございます。

いろんなそういった意味でも、町としても活用のめどがついた時点で、やはり住民に対してその概要というものを速やかに示していくということも必要ではないかと、そういうふうに思うわけでございますけれども、その辺についてのお考えをお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

議員御指摘のとおり、いろいろ今回の閉店の話を受けて、住民の中には大変不安に思われている方、相当数いらっしゃるだろうということにつきましては、全く私も同感でございます。

それに当たりまして、私どものほうが今、中心市街地のほうをどう活性化させていくのかというのは、中身を今、詰めているところではあるんですけれども、いずれの段階にいたしましても、この秋ぐらいに皆様方のほうにもある程度御提示できるような段階を踏んでいこ

うというふうに思っておりますので、今のところはまだ煮詰めの作業をちょっと行っている最中でございますので、ここでの意見集約をちょっときっちりやりたいというふうなところでございますので、そういった進捗であることを御理解いただければというふうに思っております。

以上です。

○1番（向井 正君）

やはり住民の不安を払拭するためにも、町の考える活用策というものを集約して広く示していくことが必要ではないかと、それはぜひお願いしたいと思っております。

それから、この関連でちょっとお尋ねですけれども、地域振興施設、いわゆる道の駅でございますけれども、こちらも以前より外部のコンサル等と連携をして、場所とか規模等を検討、策定中であったかと思いますが、この地域振興施設のほうも、このイオン跡地の再開発計画の中で含めたところの計画をお考えになっているのか、その辺についてお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

お尋ねの地域振興施設でございますが、誤解がないように、かねてから国交省の説明を申し上げているんですけれども、道の駅というものは駐車場とトイレと情報連絡場という、このことを道の駅と指すわけで、それに附帯する地域振興施設のことは道の駅と呼びません。

道の駅は計画申請をしていきたいと思っておりますが、今、御議論になっていただいているのは、産地直売所的な商業施設のことであろうかと思っておりますけれども、直売所的なものにつきましても、この跡地ににぎわいづくりのための商業施設の一つとして、しっかりと考えていけたらというふうに考えております。

○1番（向井 正君）

私もちょっと勘違いしていたかもしれませんが、地域振興施設というのと道の駅とは、また別個だということよろしいのでしょうか。この産地直売所ですか、こちらのほうはこの再開発の中で一緒に取り組んでいけたらということで理解してよろしいんですね。はい、わかりました。

それと、これは同僚議員もちょっと質問していたんですけれども、新聞等でこのイオン跡地の活用策ということで町長さん自身も案があるとか、そういうことを表明されておりましたけれども、今、交渉中ということであんまり深くは差し込めないかもしれないですけれども、何かこう町長自身が思っているらしい再開発の案というものをお聞かせ願えれば。

○町長（武廣勇平君）

この点につきましては、もうかねてから申し上げておりますように、やはりにぎわいづくりといいましても、商業施設を林立させるだけでは人はたまらないということで、以前、学者さんからお聞きしたことがございまして、どのような地域が活性をするかという視点でや

はりまちづくりを考えていきたいというふうに思っているがゆえに、先ほど同僚議員の方からもお話がありましたけれども、大きな商業施設と、また人を呼ぶ公共施設と歴史的史跡がその周辺地にストーリーをつくり、かつ温浴施設があることが、現在の人だまりの必要条件だというふうに言われていることを御紹介したと思います。

こうしたことが十分、環境としてつくれるかということはまた別の議論でありますけれども、目指すはそうした必要条件を備えた交流人口、あるいは関係人口と呼ばれる人たちにお金を落とすにいたり、何かアクティビティを起こしていただくような場づくりが必要ではないかというふうに考えております。

そのときに、女性の御意見が最も大事だというふうに思います。ほかの商業施設の意見もいろいろマーケティング上の話がある方に聞いたりしましたけれども、本当に、私が想像する以上にいろんな女性ならではの視点で人は動くんだなあというのを感じたところです。

そういう意味では、やはり町内でさまざまな活動をされている女性の方々であったり、あるいは活動以外にもこういう場が前から必要だと思っておられる、かんしょうみたいなものをお持ちの方々に御意見をちょうだいしたいというふうに考えてございます。

○1番（向井 正君）

今、町長のほうからも説明いただいたんですけども、やはり女性の意見というのが結構鋭い面がありまして、こういう新しいものを始めるときというのは、結構参考になるかと思うんですけども、ちょっと前に女性の十四、五名の方でこの意見交換会をされているということを新聞にも出ていたわけでございますけれども、私のちょっと希望として聞いていただきたいんですけど、世代をある程度、20代、30代とか若い方のグループ、それから40代とか50代ぐらいとか、あと高齢の方とか、そういった三世代ぐらいにある程度区切った集まりでの意見交換会のほうが、より何か、年代に応じた意見が集約できるんじゃないかなど。若い人と年配者がいると、やっぱり言いづらい面も出てくると、ちょっとこれは老婆心みたいなものなんですけれども、そういった機会を設けられるんだったら、そういった年代別でちょっと分けて意見聴取されてもいいんじゃないかと思うんですけども、その辺についてちょっと。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

ある程度、一定の年代を分けてばらばらにということでしょうかね、ちょうどそういう質疑だったかというふうにちょっとお見受けしております。

今やっている、生活者目線、消費者目線での女性を中心にした会議というのは、ある程度の主婦層とか若い方からある程度の年配の方まで入っているような状況ではございます。

分けてやるという考え方も当初ありはしたんですけども、お互いの世代間の意見を交わすことによって、そこで新たな気づきがあったりとか、そういったところにちょっと期待しているところもございますので、年代層を分けてばらばらにやるとなると、なかなか意見が

固まってしまうたりとかいうようなところで議論が闘わせることは、ちょっと若干困難になるというふうな向きもございまして、過去の経験上からもそういった形で世代間交流をさせるといふ意味でも、そういった議論の方法を今、行っているところでございます。

以上です。

○1番（向井 正君）

とにかくこのイオン跡地を活用した中心市街地再開発というのは、これは上峰町のこれから、また将来に向けての成長の明暗を分ける大変重要な事業になるものと思っております。

先ほど町長も申しておりましたけれども、充実した商業施設、整備、それから子供から子育て世代、また高齢者まで、こういった全ての世代が楽しめるような空間で、そういった人だまりのできるような再開発を目指して、今後、取り組んでいただくようお願いをして、この項は終わります。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

もうこのプロジェクト自身、非常に大きなものだというふうに私も認識しておりまして、恐らく役場でもこういったことの事案というのは余りないのではないかというふうに思っておりますので、私自身も今、身の引き締まる思いでちょっとやっているところでございますので、頑張りたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（寺崎太彦君）

向井議員いいですか。（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）はい。

それでは、次へ進みます。

質問事項3、公園整備について、質問要旨1、鎮西山再整備計画の進捗はについて執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

向井議員の質問事項3、公園整備について、要旨1、鎮西山再整備計画の進捗はに関して答弁をいたします。

現在、運営計画策定業務に着手をしております、類似施設の集客分析や地元区長へ打診をし、地元住民の意見を聴取する場の形成作業を行っているところです。

並行して、ターゲット層に係るマーケティングウェブ調査を実施し、動向傾向を確認したい考えであります。

以後、将来ビジョン、提供サービス、プロモーション、それと運営体制、スケジュール、展開方法などを模索し、規模感をつかんだ後に事業費の積算作業のほうへ移行したいというふうに考えております。

以上、向井議員の質問の答弁を終わります。

○1番（向井 正君）

この鎮西山再整備計画でございますけれども、昨年、外部コンサル等との連携の上、再整

備計画を策定され、今年度、この実施計画ということで再整備に当たっての業者選定とか、運営計画を策定していかれると、そういうことで、来年度からのハード事業へ向けての準備ということかと思っております。

それで、これは6月定例でも質問したわけですが、今回の鎮西山再整備に当たっては、誘客のための仕掛け、コンテンツの必要性というのは、これは河上室長も考えておられると思いますけれども、以前、配付していただいた整備後のイメージ図というのがありましたけれども、それを基本としてこの整備計画というものを考えていかれるのか、その辺をお尋ねいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

前回ですかね、一旦、構想の内容に関して御説明差し上げる機会がありましたので、その際に御提示しておいたものが、まずは基本になるというふうに考えております。

それを煮詰めていく中で、実際、今回のウェブ調査を行ったり、動向調査を行ったりとか、あるいは規模感を出すためにどういったところを手をつけるかというような形で運営計画を今、行っているわけなんですけれども、その運営計画をやって現実性を見ていく中で、その中である程度落とし込み作業をやっていこうと思っております。

ですので、基本はその構想をベースには考えていきますけれども、その中で実施に着手して、すぐできそうなもの、あるいはすぐできそうにないものとか、いろいろ中があると思いますので、そこの選別をさせていただければというふうに思っております。

以上です。

○1番（向井 正君）

それで、運営計画ということでございますけれども、これ、やはりイメージ図にもありましたように、何がしか施設等の整備というのも、これは考えておられるかと思うんですけれども、そういった施設等の運営とか、この維持管理等についてでございますけれども、これ、町のほうでその運営を考えておられるのか、それとも民間業者にこの運営とか維持管理を委ねていかれるおつもりなのか、その辺のお考えをお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

御指摘の内容は、まさに運営計画の中で検討していくような内容の事項かというふうに思っております。

いろいろな事業スキームがございますけれども、なかなか町で直営となると、これまでのいろいろなほかの自治体がやっているところも見て、必ずしもうまくいっている状況ばかりではないというようなところも、私ども、いろいろ聞き及んでいるところです。

ですので、先行してやっている自治体の状況なんかも考えながら、PPPの視野を含めながらいろいろな事業スキームをして運営計画上で模索していきたいというふうに考えております。

○1番（向井 正君）

イメージ図にありましたように、ドッグランとかドッグカフェ、またゲストハウスといったものがイメージ図にありましたけれども、やはり今回の再整備というのは、特に施設等については料金を伴うものかと思っておりますので、そうすると、やっぱり持続的な運営、維持管理という面では、観光サービス業にそういった方面でたけたような民間業者に、これ、委ねることが、考えとしてはいいのかなと、そういうふうに思います。

いずれにしても、鎮西山に人が行ってみたいとか、訪れてみたいとか、そういった施設環境整備というものを、ぜひお願いしたいと思っております。

また、アスレチック広場のほうなんですけれども、ここ二、三年、現在もですけれども、ほとんど利用者のいないような状況でございますけれども、こちらのほうは今後どういった整備構想をお考えなのか、お伺いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

こちらのほうも、現在、運営計画の中でどういう取り扱いをしていくべきかというふうな、いろいろ議論があるところかと思っております。この辺は、地元の方から意見を聞く機会も設けておりますので、そういった際にもいろいろな意見を集約しながら、最終的にどういうふうにしていくかというのは、いろいろ運営計画の中で落とし込んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○1番（向井 正君）

アスレチック広場も、町内では、あんだけ自然の環境の中で子供たちが遊べるような空間というのが、なかなかないものですから、あの辺の設備の充実というのも、整備の充実も、これ、必要じゃないかと思っております。やっぱり子供たちが興味を抱くような時代に沿った、そういった遊具とか、いろんなアイデア、そういったものを駆使して施設整備というものが必要じゃないかと、そういうふうに思っております。

とにかく、鎮西山というのは上峰町のシンボル山であるとともに、これから進めていかれるんですけれども、町内観光推進の拠点として位置づけられるものかと思っておりますので、町民の憩いの場であるのはもちろんでございますけれども、町内周遊の拠点、また町外、県外、あるいは国外からも誘客、集客できるような整備計画が必要じゃないかと、そういうふうに思うんですけれども、最後に何か室長のほうからお願いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

議員の御指摘どおりで、やっぱり上峰町の一つの代表する山でございますので、今後、観光拠点の一つとして、上峰町に回遊性を持たせるためには鎮西山が起点となって町内を周っていただいて、いろいろな観光客、そして上峰町を訪れていただく方、こういった方たちにいろんな面を見ていただくというようなことが肝要かというふうに思っております。ぜひ、

そういう山に整備できるように、私ども、頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

よろしいですか。

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、八藤丘陵今後の整備計画はについて執行部より答弁を求めます。

○文化課長（中島 洋君）

向井議員の質問事項3、公園整備について、要旨2、八藤丘陵今後の整備計画はについて私のほうからお答えします。

八藤丘陵の太古木につきましては、平成29、30年度の2カ年事業で、今現在、保存整備に係る全体的太古木の保存活用計画を策定中です。

平成29年度に抽出、整理した太古木の保存、活用に係る現状と課題について、有識者で組織する保存、活用計画策定委員会の指導のもと、問題点、対応策を協議、検討し、太古木の保存、整備、活用事業の全体計画を策定、本年度末に太古木保存活用計画書を作成する予定で進めております。

また、保存、管理の現状では、平成29年度実施した文化財指定地区北側の水路埋め立てにより文化財指定範囲内の地下水の上昇を図り、地下水位観測、水質調査による埋没樹木群等の有機体の保存環境のモニタリングを行い、保存環境を確認、維持していく必要があります。

今後、整備の事業計画としましては、保存活用計画を受け、この自然遺産を将来に向け、確実に保護していくため、関係各機関と調整しながら適切な整備を行っていく必要があると考えております。

以上です。

○1番（向井 正君）

現在、太古木の保存、活用計画の策定中ということで、太古木のままの維持管理というか、そのまま保存するというのが一番大事なことかと思っているところがございますけれども、環境整備のほうも、これ同時にやっぱり進めるべきじゃないかと、そういうふうに思っております。

正直なところ、今の状況ですと八藤丘陵というのが国の天然記念物が埋蔵されているような保存地区とはちょっと思えないという面もございます。

確かに、説明看板というのが1つあるわけがございますけれども、そちらのほうも大分、色もあせておきまして、説明文自体も読みにくくなっております。これ、最終的には太古木の展示施設といったものもお考えと聞いておりますけれども、その間と申しますか、文化課のほうでも、課長のほうでもいろんな太古木の写真とか、断層の写真とか、いろんな資料をお持ちになっていると思いますので、そういったものを説明板というんですか、簡略でもい

いんですけど、アクリルで囲ったような水の入らないような、そういった説明板等を設けて設置していただければと思うのと、またもう一つ、植栽ですか、要は保存地区らしい環境づくりということで、保存地区内の外側に植栽などをするとか。今、私たちは八藤丘陵、あそこに天然記念物が埋まっているんだということはわかっているんですけども、他方から来られた方が八藤丘陵はどこなのという感じで、ちょっと周りと同化しちゃってわからないようなところもありますので、その辺は特化して緑地化するとか、そういったほうに進めていただければと思うんですけども、その辺について答弁をお願いします。

○文化課長（中島 洋君）

向井議員の質問に対してのお答えです。

説明看板のほう、うちとしても言われるとおり、目立たないかなという部分のところはあります。今、整備計画をしているところで、それと同時に、いずれは展示施設等もというところは出てくるかと思しますので、そこでの整備になってくるかと思します。

ただ、ちょっと案内看板が、今、ちょっと折れている部分とか、目立たない部分とか、県道から入ってくる大きい看板等は整備事業のほうでしなくてはいけないと思うんですけども、今、ちょっと案内看板のほう、そちらのほうは検討していこうかなと思しているところでは。

それと、あと植栽のところなんですけれども、今、委員会のほうで検討している部分のところ、まだ決定事項では全然ないんですけども、マツ科のトウヒ属がそちらに埋まっている、太古木の品種であります。その品種をゾーンの部分的な部分で植栽をしていこうかという計画はしているところです。

私のほうは以上です。

○1番（向井 正君）

説明板等はこれから検討していただけるということですが、ぜひとも、地上で、そういった地中に埋まっている太古木の写真とか断層が写真で見られるような感じになれば、必ず訪れる方もふえてくると思しますし、その埋まっている上でそういったことを、ああ、こういったものが埋まっているんだということを感じ取れるということは、やっぱり、ほかに学館のほうにもありますけど、それよりはずっと感激が深いと思しますので、その辺はぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

それと、以前、前課長のほうから伺ったところでは、八藤丘陵の中の保存地区内に駐車場とかガイダンス施設等というのが設置できないと、そういうことを伺っていたわけですが、いずれにしても、この本格的な太古木の展示施設を最終的にはお考えになっていることであれば、その辺のスペース確保ということも、計画とかそういうことをしていかなきゃいけないんじゃないかなと、そういうふう思うんですけども、その辺についてのお考えは。

○文化課長（中島 洋君）

向井議員の駐車場、ガイダンス等の看板、管理棟とかの設置はどうだろうかという御質問だったかと思いますがけれども、6月議会のほうで土塁跡公園のところでもちょっと御説明しましたけれども、文化財指定地区のほうでの建物等という形のところでは基本的には難しいというのは聞き及んでいるところなんですけれども、ここの太古木のほうでは盛り土を2メートルしております。2メートルの太古木の盛り土の範囲内であれば、可能性として、出てくる可能性としてはあるということで、ちょっと聞き及んでいるところがあります。

それと、あと基礎の方法ですね。べた基礎とか、結局、そこの太古木まで、文化財まで上がらなければ施設的にはオーケーという他市の事例とかもありますので、その辺のところ、また検討をしていきたいという話で委員会の中ではお話をしているところなんですけれども。

以上で私の回答とします。

○1番（向井 正君）

ということは、保存地区内に駐車場なりガイダンス施設の整備もできる可能性もあるということなんですか。わかりました。

いずれにしても、国天然記念物が保存されているという、この八藤丘陵ですけれども、これは町にとっては本当に貴重な文化財遺産でもあって、また重要な観光資源にもなり得るかと思っておりますので、実際、太古木を見られるような本格的な施設整備にはもう少し時間はかかるかと思っておりますけれども、そういった植栽、あるいは先ほど申しました説明板の設置等、地上でのですね、そういうのにはぜひ取り組んでいただくようお願いして私の質問を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

これで1番向井正君の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、2時35分まで休憩いたします。休憩。

午後2時18分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

それでは、通告順のとおり、8番大川隆城君よりお願いいたします。

○8番（大川隆城君）

皆さんこんにちは。ただいま許可をいただきましたので、これから4問質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、イオン閉店後の再整備計画はということでお尋ねをしております。

この件につきましては、先ほど来、同僚議員それぞれから何回となく質問があつておりました。ある程度答弁でお示しをいただいたわけではありますが、1番項目として、イオンとの折衝、交渉が鋭意行われているが、進捗状況はどうかということで1つだけお聞きしたいのは、以前、先ほども出ておりましたけれども、これは道の駅構想の一環というふうなことで、コンサルの方々が計画を立ててもらっている中間的な意見交換といいますか、そういうような形で議会の皆さんとやった経緯がありますが、そのときに、やはりせっかくそういう場を整備するとするならば、やはりそこにしかない、ほかにはない特徴的なものをそこで販売等をする、それに加えて、目玉的になる施設等もしてはどうかというふうな意見が出ておったかと思っております。今回もイオンの関係で、閉店後にいろんなことで町長以下努力をされておることと思っておりますが、いよいよそれへ整備をかけるときには同じような意味合いで計画はなされておるものかと思っておりますが、その辺、もしお示しできるならばお聞かせ願いたいと思っております。

それと、イオン閉店に伴う周辺店舗の動向はどうかということでお尋ねをしておりますが、この件につきましても、やはりそれぞれの御商売の関係でなかなか言えないところはあるかと思っておりますので、これも概略的なことでもよろしゅうございますから、もしよろしければお聞かせ願いたいと思っております。

第2番目に、療育センターの整備が必要と思うが、町はどう考えるかということでお尋ねをしております。

近年、障害を持たれる児童・生徒さん、子供さんたちが増加傾向にあるとお聞きいたします。やはり0歳から1、2、3歳児までに気になるサインがもしあつたとすれば、早くそれを見つけて早くから対応をして療育に取り組むことがその子の将来を大きく左右することにもなるということも思うわけでございます。ですから、やはり幼少期から障害の見きわめを早くやって適切な治療教育をするために、その拠点と申しますか、受け皿と申しますか、町にそういう療育センターが必要じゃないだろうかと思っておりますが、いかがなものか、お尋ねをしております。

第3番目に、パートナーシップ宣誓制度の導入をということでお尋ねをしております。

この件につきましては、性的マイノリティー(LGBT)という表現をされるわけでございますけれども、この件につきましては、もうこれまでに2度、3度お尋ねをしております。やはりこれから先はいろんな方との共生社会をつくっていくという意味合いにおきまして、やはりいろんな方に対しての理解を深めなくちゃならないということは言うまでもございません。

そういう中で、これまでこの性的マイノリティーの皆さん方につきましては、差別の対象

となったり、いじめの対象となったりして自殺に追い込まれたというようなことも過去にはあってきたわけですが、そういうことじゃなくて、お互い全然変わらない、普通だよという感じで皆さんが理解を深めていくことが当然必要だし、それが今一番求められているところでございます。

そういう中で、今、パートナーシップ宣誓制度を取り入れておられるところというのが、2015年に東京渋谷区が最初にそれを実施され、その後、同じく東京の世田谷区、北海道札幌市、三重県の伊賀市、兵庫県宝塚市、そして沖縄の那覇市、そしてこの九州では、ことしから福岡市が導入をされてるようにお聞きしております。このマイノリティーの方々に対しての理解を深めること、当然いろんな手だてをしてやっていかなくちやなりません。ただ、その理解が皆さんに十分浸透してからパートナーシップ宣誓制度なんかとなりますと、まだまだ時間がかかります。私はそれを同時並行的にしていくことがよりベターじゃないだろうかというような思いがしておりますので、その辺のことをお聞きをしてみたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

第4番目に、交差点におけるカラー舗装整備をとということでお尋ねをしてみたいです。

前回もこのカラー舗装がいいんじゃないかということでお尋ねをしたときに、その方向でいくという答弁をいただいていたかと思いますが、現状としましては、町内におきましては、交差点の中央部分に四角なカラー舗装がされておりますけれども、これを他の地区、他の市町のやり方を見てみますと、やはり交差点の大分手前のほうからカラー舗装をやって注意を喚起するというようなことでされているようでありますので、私はやはり今の中央部分のカラー舗装はもちろんです、それに加えて、他の市町がやっているような手前からのカラー舗装もして注意喚起をやるということもぜひやっていただきたいと思います。なぜならば、やはり地元の方ばかりが道路を通るわけじゃございません。他地区からおいでになった方は、なかなか優先道路がわかりにくくて優先道路じゃないほうから突っ込んできたというのがちょいちょいありまして、やはりこの近辺の交差点もそうでありますけれども、町内、山から下までの交差点で事故等もあっておるのが現状であります。そういう意味合いから、ぜひこの町内の交差点、あるいは主要幹線道路等で必要なところはカラー舗装に整備をしてもらえればと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいということで質問をしてみたいです。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、イオン閉店後の再整備計画は、質問要旨1、イオンとの折衝、交渉が鋭意行われているが、進捗状況はどうかについて執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大川議員の質問事項1、イオン閉店後の再整備計画はについて、要旨1、イオンとの折衝、交渉が鋭意行われているが、進捗状況はどうかに関して答弁をいたします。

他の議員から同様の質問もなされておりますので、内容が重複することをまずもって御容赦ください。

5月18日のイオン九州取締役会において、来年2月28日をもってイオン上峰店の閉店決議がなされました。その後、町といたしましては、6月22日付文書で取得について検討するため、イオン九州が所有する当該店舗に係る財産について情報提供をいただきたい旨の発出を行い、7月5日付文書では、無償取得することに関して協議の場を持っていただくよう発出を行いました。以後、実務者を中心に協議を綿密に行っております。相手方もいる話でございますので、内容に関しましてはこの場での御提示を差し控えさせていただきますが、本町の提案に対して社内で鋭意検討を重ねていただいております。

なお、先ほど総括質問の中で、いわゆる地域振興施設に関してどうかというところですが、そこもちょっとあわせて申し上げたいと思いますけれども。

これまで、北部、中部、南部の3エリアに候補に挙げまして、中部エリアを有力候補として検討しております。イオン九州上峰店の閉店にかかわります土地等の無償取得を打診していることもありまして、当該用地への設置を視野に入れた検討を現在重ねております。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

本当にこれまで何人も同僚議員からの質問が重なっておりますもんですから、答えは同じ答えしか出せないということはわかります。

そういう中で、今、イオンのほうでも一生懸命鋭意検討されてるし、町としてもそれに取り組む意味で検討をされてるということですが、なかなか時間がかかるかなというふうなニュアンスでのお伝えもいただきました。最終的に秋口というふうな表現をされておりましたが、最終的には、いついつまでにはその後の計画ができ上がってその方針を、示しができるのか、その辺がやはり後の整備との関係も当然出てきましようから必要じゃないかと思いますが、もしそれがお示しできるならばお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

原案のほうにどれぐらいのスケジュール感かというようなお尋ねかというふうに思っております。

かねてから申し上げているように、この秋にはある程度お示しできるようなものを御提示できればというふうに思っております。何月というか、9月末もありますし、10月ぐらいという形もあるかもしれませんが、別途ちょっと場を御用意させていただいて、その場のほうで御説明をさせていただける機会を設けさせていただければというふうに思っております。

また、住民の皆さん方についても、その後、こちらで描いている姿図を一定程度公表できるようにするべくこの秋に結びつけていきたいというふうに思っておりますので、

よろしくお願ひいたします。（「次、2番お願ひします」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、イオン閉店に伴う周辺店舗の動向はどうかについて執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大川議員の質問事項1、イオン閉店後の再整備計画はについて、要旨2、イオン閉店に伴う周辺店舗の動向はどうかに関して答弁をいたします。

周辺の近隣の衣料品店が閉店したことにつきましては承知をしておりますが、ほかの店舗に関しては情報を持ち合わせてございません。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

私がこの2番目の項目の質問を何でしたかということですがけれども、それは、先ほど同僚議員の中から、トライアルが撤退するという話が広がっているということでの質問がございました。私もそれを耳にした経緯がございます。ただですね、今、イオンが閉店してその後の整備をどうやるかということで一生懸命努力をしている。その中でこういう話が広がったというのは、本当もう何でもかいいいという思いがいっぱいでありました。こういう話が広がるということは、単なる一町民の方が言われたことならそうでもないかもしれませんが、やはりこれだけあちこちで聞くまで広がったということは、やはりそれなりの立場の人がそういう話をしたんじゃないだろうかと、聞く側にしてみれば、ある程度、立場の人がおっしゃるならば、ああなるほどそうだというふうな思いが余計にしまししょうからね、多分そうじゃないんじゃないかなという感じが私自身してました。そうすると、せっかくこれから先、町が伸びようとしていくための努力をされてる中で、本当にそれに逆行するようなネガティブキャンペーンを意図的に張ってるんかいというような思いがしないでもないわけですよ。ですから、本当に役についている方がその話を流したというのがはっきりわかった時点のときには、町長以下どういうふうにお考えになり、どういう対応をされるのかなと。少しはこう、そういうことはいけませんよというふうな意味合いで厳しくやらんといけんじゃなかなと私自身は思うわけなんです、その辺はいかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

うわさはよく広まる町だと思います、人口1万人規模でございますから。ですから、立場のある方がそうしたうそを流布されると、そうしたものだというふうに伝わっていく地域社会です。ですから、厳に慎んでいただきたいというふうに立場のおありの方には思うところでございますし、そうした趣旨でお話はされてないものだと思っておりますけれども、今ちょっと笑っておられる議員さんもいらっしゃるんですが、私はこうしたことで地域内に混乱

をもたらすような立場の方はいらっしゃらないと思いますので、ぜひ皆様方には正しい情報を正しく理解していただくようお願いしたいと思います。

先ほど室長の議員さんへの答弁の中で、ちょっとうわさとして承知してないということと言われてましたけれども、事実として承知してないということと言われてましたけれども、この地域については、別にイオン跡地を中心に再開発等を考えてるのではなくて、私の公約が中心市街地の再開発と。これは1期目のときからイオン周辺のエリア全体を整備しなきゃいけないと、これは10年ぐらい前から思っておりましたけれども、なかなか財政難で思うようにいかないところもございました。

今申し上げたいのは、イオン周辺地だけでなく、あのエリア全体も、やはりいろんな環境整備を行っていかねばいけないというふうに考えてございますし、トライアルの前原副社長とも先日お会いをさせていただきながら、今後の新しい、GMSにかわる商業ストアというものはどういう形なのか、いろいろ対談をさせていただいております。広報紙にもその点は載せていきたいと思っておりますけれども、議員御指摘になったトライアル社も、これから佐賀県内に3店舗から8店舗の展開を考えておられるということはネット上でも広く聞き及ぶところでありますけれども、その展開の中で、上峰町は交通量としても非常に多いところで、また、モデルとなった佐賀県内では事業所であるので、さらなる新しい挑戦を行っていききたいというお話をされておられました。

これから商業ストアがどのようなのかというのは大変興味深いところで、都市部に行けば行くほど無人のレジであったり、あるいはもうレジを通さずお買い物ができるような、そういう挑戦も、もともとIT企業でありましてウォルマートをまねてつくった会社だというふうに言われてましたので、挑戦を欠かさずやっていく未来のある会社だなというふうに思ったところでございます。

今、イオンが逆に閉店をした後、さらに力を入れたいというふうに鼻息荒く意気込んでおられる状況でございましたので、その点は誤解なきように伝えて、町民にはしっかり伝えていきたいと思っております。

○8番（大川隆城君）

ただいま町長から答弁いただきました。本当に今回の再整備の件につきましては、上峰町にとってはこれからの町の行き末を左右する一大プロジェクトであるということは間違いのないと思います。なかなかそういう大きなことでありますものですから、時間は少々かかりましようとも、十分いろんなことを練って練って練り上げて、この町がこれから先栄えていく基盤となるような整備になることを祈念しまして、この項の質問は終わります。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項2、療育センターの整備が必要と思うが、町はどう考えるのか、質問要旨、近年、障害を持たれる児童生徒が増加傾向にあると聞く、幼少期から障害の見極めをして適切な治療教育をするために、町に療育センターが必要だと思うがどうかについて執行部より答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様こんにちは。私のほうからは、大川議員の質問事項2、療育センターの整備が必要と思うが、町はどう考えるのか、要旨1、近年、障害を持たれる児童生徒が増加傾向にあると聞く。幼少期から障害の見極めをして適切な治療教育をするために、町に療育センターが必要と思うがどうかに関して答弁をいたします。

現在、母子保健法と発達障害者支援法に基づき、1歳6カ月健診と3歳児健診時に発達障害のスクリーニングを実施しております。健診の中で発達障害の特性とする行動が見られた場合は、心理士や発達障害の専門スタッフと一緒に子育てについての相談受け付けや早期の療育支援を行っているところでございます。

療育センターの整備の必要性ということでございますが、運動機能や視聴覚等の障害も含め、精神発達の遅滞等の早期発見、また、心身障害の進行の未然防止、生活習慣の自立と幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とした事業は現在実施しております。専門分野の各機関との連携をさらに強化しながら、現行の取り組みを行ってまいりたいと思います。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

ただいま課長から答弁いただきました。現在も、課長を初め、担当の皆さんが一生懸命努力されていることは、もう当然認めるところでありまして何ら否定するものではございません。

ただ、先日資料をいただきましたところ、これは県内に療育関係の対応をしてくれる専門的な機関ということも含めての箇所数等々の資料をいただきましたが、県内の事業所といたしましては、7月末現在で52事業所、その中で東部地域においては14事業所あると。町内でそういう子供たちの取り扱いについて受け入れていただいている施設としては、NPO法人さんが1つあるというふうに聞きました。それで、県全体の52事業所の定員数としては550人、そのうち東部地区での14事業所の定員数としては140人という定員になっているそうがあります。そういう中で、私がたまたま小学校にお邪魔したときに例のなかよし学級の保護者の方とちょっと話す機会がございました。そうすると、その方が、自分の子供をそういう事業所ですね、対応してくれるところをお願いしたいということで探したけど、なかなか受け入れてくれるところがなかったと。最終的にはどこの場所かちょっと確認しましたが、受け入れてもらったからよかったということでありましたが、そういう事例を聞いたもんですから、早速、担当課のほうで聞いてみましたら、それは定員数の問題でしょうと、

その受け入れる定員オーバーになったらやはり無理だから、そういうことで断られたというような経緯もあったんでしょというふうな話を聞いたわけですね。じゃ、やっぱし足りないじゃないだろうか。先ほども言いましたように、これから先、ますますそういう発達障害の子供さんたちはふえる傾向にあるという話も学校の先生からもお聞きしましたし、そのほかの方からも聞いた経緯がございます。そういう中で、やっぱしこういうふうに入れたいと思っても定員オーバーでだめだということがあるとするならば、やはり十分な対応ができておらんじやなかろうかなという思いがしたわけでした。

それと、今言う、以前から、0歳児から1歳、2歳、3歳児までぐらいにいろんなことについて早く対応すると、その後、その子供が成長するに従って、例えば、発達障害は重くはならず軽くなっていくことは当然、もう、そのとおりだと、そういう意味合いからあれば、やはりもう小さいときに早くそういうのを見つけて早く手だてをしてということをするのがぜひ必要じやなかろうかという思いがします。

それに加えて、今度は、そういうお子さんをお持ちの親御さん、特にお母さんあたりが、例えば、そういう専門的施設に連れていくといえ、やはり自分で送り迎えせんといけない、それが例えば、三養基郡内ぐらいでちゃんとできるならいいけれども、場合によっちゃ、佐賀、鳥栖、あるいは久留米、福岡というふうに遠方まで行かなくちゃならない場合も出てくるんじゃないだろうか。そうすると、その親御さんたちの負担も結構大きいなという思いもするものですから、やはりさっき言いましたように、地元、上峰町内にすぐそういうことがあったときにはそれに対応できる施設、療育センターなりをちゃんと受け入れ施設として準備して、拠点づくりの意味合いも含めて準備して、いろいろあったらすぐそこで対応できる。その場合は、今度は、先生とか必要な方々をよそからおいでしてもらうようにして、町内においでいただいて、そこで皆さんを見るというふうにすれば、もったきちんとした十分な対応ができやせんだろうか。ましてや、小さいときに早くした方がいいというならば、なおさら、そういうルートをつくり、そういう拠点づくり、受け皿づくりをすることがぜひ必要じやないかというふうに思うわけなんです、それと同時に、今度は、未就学児だけじゃなくて、小学校、あるいは中学校、就学後の子供さんにしても——もうこれは言うていいですかね。去年からことしに向けては、なかよし学級の皆さんが倍増したというふうなことも現実としてありますね。そういう方たち等の指導についても、今言う、担当課との皆さんとちゃんと密接に連絡をとりながら、例えば、学校に上がる時は5歳児健診あたりで、就学前健診で、この子はこうですこうですということによって、それを学校サイドにお伝えされて、その後の対応についてはというようなこと、多分されてると思いますが、その子供たちが、ずっと中学生とか大きくなっても、最初のころの経過も踏まえて常時情報交換なり交流をしてもらえれば、その効果はさらにいい形が出るんじゃないだろうかというふうな思いがするわけです。

ですから、先ほどは福祉課長から答弁いただきまして、今回通告のときに、教育長さんに対してのお願いをちょっとし損ないまして申しわけありませんが、先ほど言いますように、小学生、中学生あたりとの、今言う連絡といいますかね、そういうふうなことも踏まえてやるについては、私は、今言うように、町内に療育センターが必要じゃないかと思うわけですが、その辺について、いかがでございましょうか。

○教育長（野口敏雄君）

こんにちは。野口でございます。今、大川議員からの御質問ございました。

発達障害に絞るのか、それとも、広くいろいろな障害をお持ちの子供たちに絞るのかという、そこも程度の問題もありますので、どこに絞るのかということが難しくはございますけれども、一般に言って、障害を持ったお子さん方が増加傾向にあるということはよく言われております。もちろん学校教育におきまして、特別支援学級が県内でもふえてきているという実態はございます。そういった中で、障害をお持ちのお子様、特に発達障害をお持ちのお子様方については、学齢期だけ、あるいは幼児期だけというような短いスパンで考えるのではなくて、長いスパンで早期発見、早期治療が効果的だというのはよく言われております。そして、学校教育の中で、その集団性であるとか社会適応性であるとか、そういったものを身につけさせると。そして今度は、学校を出た後に就労支援をしていく、きちっと働きながら社会生活に適応していくという、そういったところまで長いスパンで子供たちを社会全体が支援していくということが大切だろうと思っております。

実際のところ、学校教育の中におきましては、担任の先生と、それから、上峰町の場合は、非常にありがたいことに、他市町に比べますと、特別支援教育の支援員の方々、たくさん配置していただいております。そういった方々が複数の目で子供たちとかかわりながら、課題を見出したり指導の必要性を見出して、小、中学校ともですが、校内支援会議といってケース会議のようなものを随時開いて、子供たちのために、個別支援計画、個別支援の方法について協議はされてあります。

ただ、専門性となりますと、学校の教員ではなかなかそこまで至らないということがございますので、現在の段階でしたら、近くであれば、国立病院機構の東佐賀病院であるとか、肥前精神医療センターの中には情動行動障害センターというのがありますので、そちらに相談をする。あるいは県立の特別支援学校が巡回指導というシステムをつくっておりますので、近くであれば、中原特別支援学校に御相談すると、その先生方が小、中学校を訪問していただいて、実際に子供たちを見ていただきながら指導のあり方は助言いただけるというようなシステムができておりますので、それを利用しながら、上峰小、中学校の場合は子供たちとかかわっているという状況でございます。

県全体でも、ことし4月に、平成30年4月に、これはもう数年来待ち望まれたことなんですけれども、児童心理治療施設というのが唐津にできました。これは九州管内では佐賀だけ

がまだできてなかったんですけれども、発達障害、自閉情緒障害のお子様方を短期的に入所させて、そこで社会適応力を身につけさせる。同時に、唐津特別支援学校の分校をそこにつくりまして、学校教育もあわせて行っていくというようなものが佐賀整肢学園唐津医療福祉センターの中にできました。これは非常に画期的なことでありまして、ここはもう全県一区でやっておりますので、そこにも相談することはできていると思っています。

ただ、議員御指摘のように、遠方であったり近隣にはなかなか専門機関がないということは、それはもう実際問題としてありますけれども、ただ、これも議員御指摘のように、そういったセンターになりますと、かなりの専門家が配置してないと機能を果たさないというところがございます。県内を見渡しても、市町単位でそういったものをつくっているところはほとんどないんじゃないかと思っています。佐賀市ぐらいにはあるとは聞いておりますが。そういった意味では、現実としては、県内の、先ほど紹介しました施設等を利用しながら、活用しながら、上峰小、中学校の場合は連携して子供たちの教育に当たっているということがございますが、町内に東部エリアをカバーするような、そういう発達医療センターのようなものができれば、それはそれにこしたことはないと思うんですけれども、実際問題そういったものをつくっていくというのは当たっては、かなりのハードル、条件も必要かなというふうに素人ながら思っているところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

実は議会の前にお隣の福岡県の東脊振トンネル過ぎたらすぐ的那珂川町にお邪魔をさせていただきました。というのがどうしてかといったら、ここが町で、今言う療育センターを整備されて、その名前が、にじいろキッズという名前をつけてあります。それと、にじいろキッズの建物の中に特別支援教育センター、これが小学生とか就学児を対象にしたやつでございますが、その一角に特別支援教育センターというのも設けられて、先ほど言いましたように、未就学児からずっと見ながら就学してからもずっと連携をとり、いろんなそういう会議には必ずそれまで面倒を見てくれた先生方が参加されて情報交換をされてるというふうなことで今運営をされておりました。

そこ行ってみましたら、私は、町が直営でされてるかなと思っておりましたら、建物は町で準備をされて、そして、運営関係については宰府福祉会というところが委託を受けてされておりまして、常時そこにいらっしゃるのが、保育士が6名、心理士が2名、それから、言語聴覚士の方が2名、この方は週に一、二回、それから、作業療法士の方が2名、これも週に何回かだったと思いますが、おいでいただく。そして、ドクターが月に1回おいでいただいて、その子供たちを見てもらうというような形で今されてるようでありました。また、必要に応じては当然またおいでもらって見てもらうということはされてるかと思いますが、そういうふうで実施をされておりまして、いろいろ聞いてみますと、本当にうまいぐあいに

されているようでございました。

それで、先ほど触れました、親御さんに対しての指導と申しますか、研修も含めて指導を、それもまたずっとされてるようで、やっぱり親御さんにしてみれば、一人でいろんな心配事を抱え込んでストレスを感じてということは当然あり得るかと思いますが、その辺を少しでもアドバイスすることで軽くして、そして、また子供さんに対してよりよい形で接してもらおうよというふうな取り組みもされておりました。

ですから、私もここを見習う意味、参考にする意味で、全部が全部町が直接は無理なことかもしれないが、参考にすれば、そういう施設は町で整備をして、中にはそういうふうに委託して入ってもらってすることでも十分今の現状よりかはいい方向にいきはせんかなという思いがしておりました。ですから、もしよければ、これは当然、費用の負担の関係も当然あります、そういうことはありますが、近い将来そういう形で、町として受け皿づくり、拠点づくりをしてもらえればというふうな気持ちがおりますが、いかがでございましょうか。もしよければ、担当課長、あるいは町長からも一言答弁をいただきたいと思っております。

○健康福祉課長（江島朋子君）

先ほどの療育支援の拠点づくりということでございますけれども、議員がおっしゃられましたとおり、児童の発達障害の早期発見ということから、保育、教育、就労ということで、長い障害者のライフステージにおける一貫した支援の流れというか、取り組みが市町にも求められているところでございます。

町でも、関係機関におきまして、現在、定期的に勉強会というのを開催しておきまして、町に合ったどのような形の支援の形が今後必要になってくるのかということに関係各課で協議をしているところでございます。

以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

療育という視点で、児童が幼いころから、また、保護者がかかわり方の初めの段階から療育の意識を共有するということが非常に重要なことだと思っております、これこそ拠点をつくるべきだという思いの中、先ほど教育委員会の教育長の答弁も聞いておりましたが、現状について深い理解をお持ちでございますし、さらなる取り組みが議員から必要性を言われましても、他の自治体の状況等を見た上で、現在、中核市並みの自治体にしか整備されていない状況があるのはよくわかったところであえて申し上げたいんですが、こういう拠点整備を行っていく上で重要なのは、どれぐらいの方々が利用したいという声があるとか、あるいは保護者だけでなく、園、あるいは小学校、中学校、この状況等もしっかり把握した上で考えていく必要があると思っております。その中で少しでも声があった場合は、これは考えていく方向で検討できないのかなというふうに私としては思いを持っておりますので、今後、先ほど江島課長言いましたように、勉強会をその中に私も入らせていただいて、保育園、幼稚園、

小学校、中学校の状況等、また、実際利用の声というものを、私も実はこの10年間の間にそういうお困りの声であったり、心配の声であったり、不安の声であったり、学校側からも保護者からも聞いてまいりましたので、それを改めてしっかりきちんと把握して検討を加えていきたいというふうに考えてございます。

○8番（大川隆城君）

検討をしたいという答弁をいただきました。やっぱしこの関係もなかなかデリケートといまでしょうか、プライバシーの関係もあって、表に、うちの子はそうですよということとはなかなか言えないというか、もう言われない部分が多いわけですね。ですから、実数として、じゃ、何人いらっしゃいます、何人いらっしゃいますというのが出てきません。しかしながら、そういうことでいろいろ心配をなされ、苦勞をなされてる方がいらっしゃることはもう間違いないわけです。

ですから、例えば、先日お聞きしたら、そういう関係の健診等をされてるのが、町民センターでされてるといってお話聞きましたね。そうすると、今言う、さっき言ったデリケートな部分に関して、やはり町民センターはいろんな行事があって一緒になるという場合も多分あると思うわけです。そうすると、そこで、例えば、隣の場所においでになった方が、療育関係があつてるところに、どこそこのというふうな話を見かけられたり、こうすると、ひょっとしたらあそこのという話になる可能性もあるわけですね。そうするとまた、それが変な形になってということも十分考えられるものですから、そういう意味合いからも、やっぱしそういう人たちがそこに来て安心してされるとするならば、やはりその専門の施設があつたがベターじゃないかなという気持ちも実はあります。

そういう意味で、とにかく今、町内どこでも一緒なんです、我が町も子育て支援ということで一生懸命、町長を初め、取り組んでもらっています。それはもう十分わかってるつもりなんです、それを全然されてないとは言いません、されてますが、なお小さい子供たち、0、1、2歳という年代の子供たちからさらなる支援をしてもらえれば、今さっきもちょっと触れましたが、先々は、障害関係、いろんな障害が軽くなって、例えば、大人になって就労するにしても比較的できるんじゃないかというようなことを思うと、やっぱし最初が肝心だから、そこで十分なる手だてをせんといけんんじゃないかという思いをさらに強くするようなわけでした。

先日、佐賀新聞の有明抄の中でちょっと読んだのが、もうそれは以前の話なんです、あるチョークをつくる会社にそういう子供たちを見てこられた先生が、雇用をしてくださいとお願いにいかれた。最初、そこの社長さんは、もうほかの人と比べりゃ仕事量が少ないからだめだというふうにお断りになられた。ただしかし、その後またその先生が、この子供たちに働くという、働くことを味わわせてください。そうしないと、働くということがどういふものか知らないまんまに命を終わります。ですから、ぜひというふうなお願いをされて、そ

こでその社長さんもはっと気づかれて、それならということでどんどん受け入れをされて、今じゃその会社が日本で一番、今言う、ちょっと問題にはなってますが、障害者雇用では一番たくさんの人を雇ってされてるといようなことが紹介ありましたけれどもね。やはりそういうふうな、最終的な大人になっての就労関係のときに、本当に軽く障害がもう、少しぐらいしかなくて、健常者と余り変わらないくらいに就労できるようなことにつないでいくには、やっぱりその一番最初の部分の取り組み、支援が大事じゃなかろうかというふうなことを思いますもんですから、その辺で十分されるためには、やはりもう何度も繰り返しますが、町としての拠点づくりをぜひしていくべきじゃなかろうかと思います。先ほど町長言われたように、そういう関係の皆さんの御意見も聞いてください。そして、その中からいろんな意見を聞かれて、できれば近年のうちにそういうことで取り組んでいただくという方向でぜひ検討をよろしくお願いします。

○議長（寺崎太彦君）

次いいですか。（「じゃ、もう一言」と呼ぶ者あり）

○健康福祉課長（江島朋子君）

再度、拠点づくり、今後の取り組みはということの御質問かと思えます。

発達障害者の方が、生きづらさとかを考えるのではなく、また、保護者の方が育てにくさということを感じることなく日常生活が送れるということで、将来的な目的としては社会で自立するということになると思えますので、町として何ができるのかということをお考えまして検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。（「よろしくお願いします。次お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項3、パートナーシップ宣誓制度の導入を、質問要旨、性的マイノリティー（LGBT）に関する社会的理解が広がり、誰もが自分らしくいきいきと輝く、多様性を認め合う共生社会が実現することを期待しているがどうかについて執行部より答弁を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

皆さんこんにちは。大川議員の御質問でございます。質問事項の3、パートナーシップ宣誓制度の導入をということで、要旨の1でございます。性的マイノリティー（LGBT）に関する社会的理解が広がり、誰もが自分らしくいきいきと輝く、多様性を認め合う共存社会が実現することを期待しているがどうかという御質問でございます。お答えをしたいと思います。

憲法第24条第1項におきまして、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」とございます。婚姻が男女間で行われることを前提とし、同性婚を認めないとの解釈が一般的

であり、現在におきましては、戸籍上、住基上ともに、同性婚は認められていないのが実情でございます。

しかしながら、人権ということを尊重いたしましたら、多様性を認め合いながら安心して生き生きと生活できるよう性的マイノリティーの法への支援の一つとして、自治体独自の要綱を設け、パートナーシップ宣言制度を導入されている自治体も、先ほど議員御紹介がありましたようにございます。近年でしたら、先ほど議員申されました福岡市が30年4月1日に要綱にて施行されておるところでございます。

残念ながら、現在ではパートナーシップ宣言を行ったからといって、戸籍上や住民基本台帳上の変動はなく法的な効力はございません。性的マイノリティーに関する社会的理解が期待できるものであると考えます。

これまで当町住民課におきましては、窓口での相談を現在のところまだ受けたことがございませんが、このような悩みを抱え苦しんでおられる方がいらっしゃるならば、人権的支援として行政は何らかの形で寄り添うべきというふうに考えております。

さらに、このことに関しましては、基本的人権の尊重という大きな、まず理念がございまして、住民課、または行政に限らず、社会全体の総合的理解が重要と考えます。

これらのことを踏まえまして、行政、あるいは社会全体でLGBT、性的マイノリティーに対する研修会等がまずは必要であり、個々の意識をこの制度をつくるがゆえには高めていくことが肝要であるというふうに考えておるところでございます。

私からは以上でございます。

○8番（大川隆城君）

以前この関係の質問をさせていただいたときには、統計的にはという前置きをしながら、13人に1人は該当する方がいらっしゃるという話をしていたかと思いますが、それがもう少しわかりやすく言うと、日本の全体の人口の8%いらっしゃるということになるそうです。

じゃ、上峰の、今9,600人いらっしゃる中でその8%というのを、統計的なことでありますが、当てはめて計算してみますと、約768人いらっしゃるという数字が出てまいります。そのとおりかということ、それは、じゃないかもしれませんが、いらっしゃることは大体もう想定できるという数字だろうと思うわけですね。だから、そういうふうで、やはり町内にも該当される方はいらっしゃるよということを前提としていろんな取り組みをしていかなくちやならないというふうな思いがするわけです。

そういう中で、先日、自民党の国会議員の女性議員さんが、衆議院議員だったですかね、発言の中で、LGBTの皆様は生産性がないと。なのにどうして、こんなに支援をするのはいかがなものかというような発言をされたことありましたですね、皆さん御存じかと思いますが。そういうふうな発言に対して町長はどういうふうな感じをお持ちになっているか、その辺をよければちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

その先生の発言を論評する立場にはございませんが、多様な価値観を受け入れる社会が必要だということは、これまで私も教育の中で受けてきたところでございまして、とくなく価値観が一つに画一化されたり固定化されたり、昨今はよく言われているところでありますけれども、だからこそ多様性を受け入れられる地域社会にしていかなきゃいけないと思います。行政が条例等、法令をつくる場所だというふうに考えるときに、住民の皆さんが、先ほど七百数十名と言われましたけれども、多様性が見受けられるときに、行政がそれに応え得る理解と認識を持たなければ、社会は間違った方向に、あるいは不満足な方向に進んでいくものだと思いますので、どういう方々がどのような生きづらさだとか住みにくさだとか、そういうことを考えておられるかということをもっと把握することが必要だと思います。

またもう一つは、このLGBTを初め、さまざまな人権の問題について言うときに、やはり人権意識、差別の意識というのは、ふとした瞬間に相手よりも優位に立ちたいという人間の本能的なものだというふうなことだと思います。これは、なかなかふとしたときに出てくるものですから、抑えることがなかなかできないようなものの性格をしてまして、だからこそそうした人間の本能的なもの、教育で意識を変えていくことで教育という機会を通じて差別をなくすという取り組みが全ての差別の問題について言えるのだと思います。

そういう意味で、このLGBTの問題を考えるときに、やはりまず啓発を重ねる意味で、勉強する機会をつくりながら、その後さまざまな制度について必要性があれば考えていきたいというふうに考えております。

以前、テレビ、新聞で、こうした報道がありました。

LGBT、その方はゲイだったんですけれども、あなたはゲイですねということで、LGBTの人たちが生きづらさを感じにくい社会にするためにマスコミに出てくださいと。匿名でなく、名をさらして出てくださいというような報道で、すごくゲイの方が、自分自身はそうしたことはやりたくないし、自分の生活にかかわる範囲の中で理解をしてもらいたいと思っておられるということで、とくこのLGBTの問題にあっては、制度をつくったり、報道に露出したりということがセットのように回っているものですが、本当に悩みをお持ちの方々は、寄り添う姿勢で接してもらいたいと思っているんじゃないかと思います。ですから、社会をよくするためにこうした政治活動に、あるいはLGBTの制度の設立のための活動に参加しなきゃいけないということではないでしょうし、我々も、そうした声の大きい呼びかけだけに目をとめるのではなくて、本当に悩んでおられる方、私自身はまだこの町政に携わる上で経験ございませんけれども、そうした方の声というものをできる限り把握しながら考えていくべき問題じゃないかなというふうに考えております。

○8番（大川隆城君）

この問題は本当に大変難しい問題でもあります、やはり避けては通れない問題であるこ

とも間違いないと思います。

今、町長触れられましたが、今意外と、私はマイノリティーの一人ですよというのを発表といいますか、公表といいますか、される方もふえてはきております。その中には、もう御案内のとおり、芸能人の方もいらっしゃるれば、私たちと同様な、こういう政治に携わる市会議員さんとか県会議員さんとかもいらっしゃいます。それから、このごろは、ちょっと名前忘れましたが、外国人の方で有名な、その方も実は私もそうでしたという表明をされた。そういうのが、何でそういうふうにされてるかというのは、私たちを認めてほしいということで公表されるし、今度はお互いのパートナーになられた方は、私たちはこういうふうですけども、一緒になって頑張ってるよということ認めてほしいという意味合いもあってパートナーシップ宣誓をされる方もいらっしゃるわけですね。そう言いながらも、なかなか一般の皆さんの理解がまだまだ足りないのはもうこれまたそのとおりであります。

ですから、今回10月の末ですかね、役場の職員さんとか議員も含めて研修会を予定されてもらってる、大変いいことだと思っておりますが、それが一回こっきりには終わらずに、それから継続的にいろんな団体の方にも参加いただいて、そういう理解を深めていただく研修を重ねてもらいたいとお願いをするわけです。

そうしながら、今言うパートナーシップ宣誓をやりたいということ思ってる方もいらっしゃるもんですから、それで同時並行的に我が町でもそういう宣誓制度をきちんと整理して受け入れていけたらよくないかなという思いで今回はそれを取り上げたわけではありますが、先ほど住民課長から説明がありましたように、これは法的拘束力は全然ありませんが、各市町がそういう制度を整備したら受け入れができるということでもあります。当然これは一緒になられてもいいし、また、別れられても、それはもう一般の方だって結婚して離婚してというのはありますから、当然それはいいわけなんですけど、そういうことによって、私たちが認められたということでの張り合いと言ったらちょっとあれですが、頑張れるというふうに受けとめる方もいらっしゃることも事実であります。ですから、今言う、そういう理解を深めるための研修会、講習会等をやりながらも、早くそういう方々に対しての、これまたさっきも言ったような形なんですけど、受け入れ体制を整えることも必要じゃなかろうかなというふうに思うわけです。

そういう中で、これまでは学校関係でいろいろ質問させていただきました。29年6月議会の際に、この関係で質問をさせてもらったときには、人権学習の一環として、小学校では9.5時間、これは道徳の関係と朝の朝礼時にそういう指導をやっていると。また、中学校では6時間使って、これも多分、道徳だと思っておりますが、やっておられるという答弁いただきました。今度、ことし3月にお聞きしたときは、中学校で29年度は7月に60分の研修を行ったと。それから、小学校は、29年8月に、これまた60分の研修を行ったという答弁をいただきました。ですから、文科省からこの関係はいろんな通達がいっぱい来て、取り組みはきち

んとしなさいというのがあっていますが、ことしから来年、再来年に向けて、こういう関係の研修、あるいは指導、どういうふうに計画をされて取り組まれるのかですね。できれば、これまた本当申しわけありません、通告書には教育長さんのあれをしてなかったんですが、よろしければ一言お願いします。

○教育長（野口敏雄君）

大川議員からの御質問でございます。29年6月の答弁と30年3月議会での答弁を言っていたいただきました。私、そのときここにはおりませんでしたけれども、実際、学校のほうでこれを行っていたというのは事実でございます。

そして、このLGBTにつきましては、来年度採用される中学校の道徳、もう皆さんは御存じと思いますが、学習指導要領が、小学校は平成32年度から、中学校では33年度から全面实施となります。学習指導要領というのは、10年に1回のめどで全面改訂をするものなんです、その学習指導要領に基づいて、教科用図書、いわゆる教科書がつくられます。

実は昨年度、小学校の道徳の教科書、道徳の教科化が決まっておりますので、教科書が初めてつくられるわけですね。その教科書が小学校が採択された。来年度から使う中学校の道徳の教科書、ことし採択をしているわけなんですけれども、道徳の教科用図書の出版社が全国で8社あったそうです。8社とも文科省の検定は通過しているわけなんです、それをどこを採用するかを学校の設置者が採択するわけなんですけれども、このLGBTについては、初めて中学校の道徳の教科書の中に8社中4社が入れているということでもありますから、先ほど来、議員が御指摘のように、関心にはなってきたり、学校教育でも取り扱わなくちゃいけないという流れになってきているというのは事実だと思います。

学校教育におきましては、まずは、子供たちについては性の多様性を含めた性教育という視点と、それから人権教育の視点、2つの柱で教育をしていくべきものだと思います。ですから、具体的には、保健体育、あるいは家庭科、道徳、そして、大事なものは、教科の中だけではなくて、全ての教育活動全体を通してこの人権教育については進めていくということになっておりますので、子供たちには、言うならば、教師の一挙手一投足も道徳になるわけですし、人権を尊重するということになりますので、教員自身がまずもって研さんを積んできちんとした考えを持って進めていくことが必要だと思います。

ですから、子供たちへの教育指導については、昨年度と大体同じ時間数で行われておりますけれども、教員の研修についても、今年度も、この夏季休業中に小学校も中学校も両方とも研修会を持っています。人権という大きなテーマなんですけれども、その中で、性に注目した予防教育ということでの重点を置いて、これは紹介ですけれども、佐賀県のDV総合対策センターの所長さんをお呼びして研修会を実際に行っておりますし、そうやって教員自身がまずもって研さんを積むということで今進めているところでございます。

また、任命権者である県教委としては、計画的に教員の研修を教育センター等で行うこと

になっていると思っております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

本当、急なことで申しわけありませんでした。どうぞよろしく願いいたします。

それで、先ほど来、パートナーシップ宣誓制度の導入をということでお話ししてありますが、やはり一番近いところで福岡市がことし4月から取り組んでおられるという話をさせていただきましたが、福岡市もパートナーシップ宣誓制度を導入するまでには具体的な取り組みということで時間かけていろんな協議を重ねられてされたものだと思います。

そして、その福岡市が具体的な取り組みとして支援事業として挙げられておるのが、まず第1に、パートナーシップ宣誓制度の導入、2番目に、専門相談電話の設置、3番目に、交流事業の実施、4番目に、災害時の配慮についての講習、それから、大きな2番目として、教育啓発事業につきましては、まず第1に、講演会等の開催、それから2番目に、啓発リーフレットの作成、配布、3番目に、情報発信、企業の取り組み等の可視化、4番目に、学校教育における取り組み、5番目に、意見交換の実施ということで、それぞれに時間をかけて協議を重ねられて、最終的にことし4月から実施されたというふうに聞いております。ですから、我が町もすぐには、それはもうできないと思いますが、先ほども触れましたように、今後、職員さん、議員さん、それも含めていろんな方が研修等を通じて理解を深めてもらいたい。その中で、こういうふうな宣誓制度も導入していただければというふうに思うわけですが、総務課長お尋ねします。

ことし10月末に研修を予定してもらって本当にありがたく思っているわけですが、今後についての取り組みとしては、継続的にやってもらえればというふうに思っているんですが、その辺について、もしよければ、そのお考えをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（高島浩介君）

先ほどの研修会の関連で私のほうからお答えをいたしたいと思います。

総務課といたしましては、LGBTの関係では、昨年、LGBTの性的少数者ということで研修会のほうを議員の皆様と職員向けということで一回開催をしております。

また、今年度におきましても、LGBTの支援団体の方によります研修会の開催ということで、LGBTへの理解と認知を深めるというところで、こちらについても総務課のほうで、基本的には、職員と町村会の関係の研修を受けているということで、今回についても、職員と議員さんということで開催を予定しておりました。

今お話がありましたように、今後につきましても、人権同和問題、セクハラ、パワハラ、ハラスメント関係、それから、DV問題など、各種の研修会のほうの必要性を言われております。

今後におきましては、LGBTの研修会につきましては、時代のニーズに合わせまして継続的な開催等を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

今、総務課長言いました研修の中で、やはり私も先ほど申し上げましたが、まだまだパートナーシップ制度ももちろんですが、これを整備する際に環境としてどのような問題が出てくるのだろうかというようなことも考えなきゃいけないと思っています。例えば、LGBTと教育の面で言いましても、現在、国のほうでも意見が分かれているようでありまして、昨年3月31日に公表された小中学校学習指導要領の改訂案、パブリックコメント結果には、性的マイノリティーについて規定し、保健体育科などで異性への関心を削除すべきという意見であったり、性的マイノリティーへの配慮は、指導内容でなく個別のカウンセリングなどで対応すべきという意見があり、最終的には、個々の児童・生徒の発達段階に応じた指導、保護者や国民の理解、教員の適切な指導の確保などを考慮すると難しいと考えているというふうに文科省自身が判断をされているような状況もございます。

また、戸籍上の性別の問題であったり、あるいは個人情報の問題でそれが外に出ることはどうかだとか、さまざまな点で、まだ国のほうでもさまざまな意見が分かれているような状況であります。ましてや、憲法の解釈で24条の婚姻における両性の合意への言及が一夫一婦の婚姻を想定してるとの意見がある一方、憲法24条は、既存の性的役割に拘束されない対等な配偶者を前提とし、性別にかかわらず平等に婚姻できるというような意見もあたり分かれている中、安倍内閣総理大臣が同性婚と憲法24条との関係について問われて、憲法24条は、婚姻は両性の合意のみに基づいて成立すると定めており、現行憲法下では、同性カップルに婚姻の成立を認めることは想定されていないということで、まだ国のほうもさまざま意見があり、制度もこの同性の婚姻の制度に対する制度の環境というのは充実してない状況にあるというふうに思っております。

こうした背景をちゃんときちんと確認して、このパートナーシップ制度というものを設立する際には、生きづらさを感じておられるLGBTの方々がそうならないようにさまざまな観点で研修をする必要がありますので、今の人権教育、差別教育の視点での研修の話であったと思いますが、これについては、私自身も個別に学習の機会をつくりながら、議員とも御指導いただければというふうに考えているところでございます。

○8番（大川隆城君）

ただいま町長がおっしゃいましたように、いろいろ、とりようによってはという言い方が適切かどうかはわかりませんが、あると思います。ただしかし、共生社会を目指すということであれば、やっぱりこの性的マイノリティーの皆さんに対しての理解を深めていかなきゃならないということは当然必要だと思っているわけですね。それで、このパートナー

シップ宣誓をやることによってマイノリティーの方の生きづらさを解消することになりますよと。

今、パートナーシップ宣誓をやったことについての利点と申しますか、それが幾つか列記されてあったわけなんですけど、まず、婚姻関係と同様の取り扱い、例えば、住宅入居のときに認めていただく、また、今度は配偶者と同様に診療内容の説明を受けることができる。3番目に、患者本人と連名で手術等の同意書に署名できるというようなこと。それから、民間サービスの関係におきましては、今、携帯電話会社の家族割を受けられるようになってる。それから、旅行会社のマイレージ共有ができるようにサービスをしてもらうようになったと。それから、銀行の住宅に関するペアローンも受け付けられる。また、生命保険の受取人にもなれるというふうにサービスもきちんと受けられるようになってきているそうです。ですから、やはりその関係の人が、もうさっきも言いましたように、きちんと私たちはこうですよというのをちゃんと表明してやりたいというの、そういうことがだんだんと整備されて対応してもらえようになっているということも含めてそういう思いがあるんだろうというのはちょっと思われるわけですね。

そこで、ここに福岡市の宣誓制度に関しての資料がありますが、ここで書かれてるのが、「福岡市は、国籍や年齢、性の違い、障がいの有無などに関わらず、誰もがすべての人への思いやりを持ち、多様性を認め合いながら、いきいきと輝くまちを目指しています。この理念に基づき、典型的とされていない性自認や性的指向を持つ方のパートナー関係を尊重するために、宣誓制度を始めます。」と。「この制度は、福岡市がお二人のパートナーシップを尊重するもので、法律上の効果が生じるものではありません。しかし、お二人が互いを人生のパートナーとして、安心して、いきいきと福岡市で生活ができるよう、行政がその関係を尊重し、寄り添うことは意義のあることと考えています。」という一文があります。やはり全くそのとおりでと思いますから、ですから、すぐにはまだ無理でしょうけれども、この関係を十分またいろいろ協議をしていただき、また、研修を深めてもらい、皆さんに理解を深めてもらうことを重ねながら、近い将来こういうことについてもぜひ取り組んでもらいたいと思うことで質問をさせてもらっております。

今後、先ほど町長も答弁いただきましたが、十分に考えて協議を重ねるということでございましたので、よろしく願いをしてこの項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項4、交差点におけるカラー舗装整備を、質問要旨、町内での交通事故減少のため、交差点や主要道路での注意喚起にカラー舗装が必要ではないかについて執行部より答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

私のほうから、大川議員の質問事項4、交差点におけるカラー舗装整備を、質問要旨1、町内での交通事故減少のため、交差点や主要道路での注意喚起にカラー舗装が必要ではないかという質問について答弁いたします。

この件につきましては、3月定例議会の折に議員より御指摘を受け、必要箇所の調査選定を行い、事業実施を検討したいということで答弁していたところでございます。

必要箇所の調査選定については、区長さんからの要望や町民の皆さんからの情報提供等により現地確認を行い、必要な安全対策を検討した上で実施するように計画しているところであります。

なお、昨年度末に町民センター北西角の交差点にカラー舗装及び交差点マークを施工しており、今年度もその路線を重点的に考えており、施行、選定していきたいと考えております。

なお、先ほど統括質問の中で交差点内のカラー舗装ではなく他町で施工されているような方法でどうかという御指摘でございましたけれども、全国的にさまざまな方法が試されており有効な方法もいろいろあると思います。資料等、収集しておりますので、どういった方法が一番いいのか、検討を重ねながら一番効果的な方法を採用し、実施していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

実はですね、先日、鳥栖警察署のほうに問い合わせをいたしまして、上峰町内の事故発生件数等をお尋ねしました。その結果、28年が、人身事故が98件、物損事故が245件、計の343件、29年、人身事故が80件、物損事故が273件、計353件町内で起きたと。傾向としては、人身事故は減る方向にあってるが、物損事故はふえてるということでありました。

そういう中で、これは8月21日の佐賀新聞に掲載されてあった記事であります。これは県内主要道路というサブタイトルで、写真には、佐賀市鍋島町の国道34号線の嘉瀬大橋東交差点付近というカラー舗装の写真も掲載されてありましたが、この記事によりますと、これまでは、佐賀県は交通事故関係はワーストワンと言われるぐらい多かったと。ただ、このカラー舗装をして取り組んだおかげで事故が4割減りましたという記事が載ってたわけですね。それで、その流れの中で、行政や警察、学識らでつくる県道路交通環境安全推進連絡会議は、20日、これが21日ですから前の日ですね——20日の会合でカラー舗装の色や幅など、仕様を統一した整備ガイドラインを承認したということも掲載されておりますから、先ほど課長言われたとおり、今後はこういうふうな形でやりなさいという示しがあるだろうというふうにちょっと捉えたわけなんです。やはりカラー舗装で4割も減ったということであれば、やはり町内の三百何十件とあってるのも、カラー舗装をすることによって減るだろうということは当然考えられるものですから、ぜひ少々費用的にはかかるかもしれませんが、具体的な金額はちょっとわかりませんが、と言いながらも、やはり事故が減って、そういう亡くなられ

た方、けがをされた方が減るためには、それは必要経費だろうと思いますから、ぜひ今後さらにそういう取り組みをしてもらいたいと思いますので、もう時間もあれですが、あと一言ちょっとお願いします。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま大川議員のほうから御紹介がありました警察等が設置している協会のことだと思いますけれども、そういったところにも問い合わせをかけながら、今後どういった指針が出されるかわかりませんが、勉強しながらそういったところを対応して、交差点の手前で認識させるようなカラー舗装等、そういった安全施策を実施していきたいと考えております。

○8番（大川隆城君）

いろいろとお願い事ばかりしておりますが、最後にお礼を申し上げます。

実は、前回、例の神埼北茂安線、俗に言う神北線が開通して、久留米に行くには大分時間的に近くなったけれども、スピードが、どの車もスピード出して走るもんだから事故が多いということで信号機の設置をという要望があってきましたですね。私もこの席で、期成会でぜひそれを発言してもらって、ぜひ近いうちにとというお願いをしておりましたところ、先月24日だったですかね、整備が終わって供用開始がなされたということを知りましたし、その後は事故が減っているという話も聞いておりますもんですから、一安心したところであります。これは当然もう町長さんも含めて課長も大いにプッシュしてくれたからと思いますので、ありがとうございました。

そういうことで、今後もぜひこの交通事故防止についてはいろいろと大変な面もあるかと思いますが、ぜひよろしくお願いを申し上げて、この項を終わります。ありがとうございました。

○議長（寺崎太彦君）

これで8番大川隆城君の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、4時15分まで休憩いたします。休憩。

午後4時3分 休憩

午後4時15分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

通告順のとおり、9番原田希君よりお願いいたします。

〇9番（原田 希君）

皆さんこんにちは。議長より登壇の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず1つ目、中心市街地の再開発についてということで、午前中よりほぼ全部の議員の皆様が質問をされたかと思えます。中心市街地の再開発ということで、これまで中心市街地の核として位置づけてまちづくりが進めてこられましたイオン上峰店さんが2月末をもって閉店という発表がなされ、それに伴いまして、前回6月議会、緊急的な——緊急的といいますか、緊急的な対応として、要旨の1にあります官民連携基本計画の予算というのが補正で議決をされました。6月の提案された時点では、まだ細かい中身としては、こういうことをやっていくと細かく出ていたわけではなかったかと思えます。とにかく再開発計画を変更することを余儀なくされたということで提案がされていたんじゃないかなというふうに思っております。

今回、ほかの同僚議員の皆さん、午前中から質問されておりましたけど、その答弁の中でも、この基本計画を策定し進めていくというような、詳細については相手があることなので、なかなか答弁がしにくいということだったかと思えます。私も、こちら側としても、何かそういうふうと言われるとなかなか質問しづらい部分もあるんですが、そこは議員のほとんどの皆様が出されているということは、恐らく私もそうなんですが、町民の皆さんの関心が非常に高いと。恐らくほとんどの皆さんが、行く先々でどうなっているんだ、どうなるんだというようなお話、問い合わせを受けているんじゃないかなというふうに思っております。

それを受けまして、要旨の1として、まずもととなる官民連携基本計画の、その内容ですね、どういった計画内容になっているのか。それから、今、詰めている段階というようなお話だったかと思えますが、どの程度進捗を見ているのかというところでお伺いをしたいと思います。

済みません、この項で一番最初に、6月補正の時点では官民連携基本計画ということで予算が上程されていたと思うんですが、きょうの午前中からの同僚議員さんへの答弁の中では公民連携基本計画ということで室長が答弁されていたと思えます。ここの違いをまずちょっと教えていただきたいなというふうに思っております。

それから、要旨の2番目として、町として今後の構想はということで、これに関しても、午前中からの同僚議員の皆様、今後、跡地をどうしていくのかというようなお話があつておりました。そこも含めて中心市街地全体の将来的な町としてどういった構想を持ってあるかというところで、少し町長答弁でも午前中からこれまで触れられた部分があつたかなというふうに思いますが、再度、中心市街地をどうつくっていくのか、にぎわい、活性をどうつくっていくのか、人だまりをどうつくっていくのかというところでお尋ねをしていきたいと思えます。

大きく2つ目、子育て支援についてということで、要旨の1、放課後児童クラブの施設について、環境改善の計画はということで、これはもう、これまで長いことといたしますか、私もそうですが、ほかの同僚議員の方々もさらなる質の向上ということで、施設の環境改善、それから、何回か前に私も指導員の先生方の処遇改善と、そういったことが子供たちの環境の改善につながっていくということでやりとりさせていただいた経緯があると思いますが、今回、施設の環境の改善について今後どういう考えを持たれているか、その計画を伺いたいというふうに思います。

要旨の2番目として、また、その放課後児童クラブの運営について質問をさせていただきたいと思います。

大きく3つ目、公共施設整備について、これも要旨1、学校施設の長寿命化計画策定の進捗はということで、たしか昨年の12月の議会で、6月議会までにはある程度の報告ができますということだったと思うんですが、6月議会でまた再度お尋ねしたところ、最後の詰めがまだできていませんということで、9月議会ごろまでにはというような答弁も局長のほうからいただいておりますので、その後、どうなったかというところでお尋ねできればというふうに思っています。

以上、大きく3点でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、中心市街地の再開発について、質問要旨1、官民連携基本計画の内容と進捗はについて執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

原田議員の質問事項1、中心市街地の再開発について、要旨1、官民連携基本計画の内容と進捗はに関して答弁をいたします。

官民連携あるいは公民連携というのは、PPP、これはパブリック・プライベート・パートナーシップの略でございます。官あるいは公と民が連携して公共サービスを提供するスキームのことを申します。

一口にPPPといいましても、PFIのように公共施設などの建設や運営などを民間企業の資金や経営能力、技術的能力を使って行う手法、あるいは指定管理者制度、公設民営方式、そして、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシングなどさまざまな形態がございます。

本計画の策定目的として、公民の役割や事業推進のビジネスモデルについて取りまとめ、全体構想と事業スキームを練り上げていきます。

本計画は民間資金調達を行うための資料となることに加え、この計画書に基づき上峰町と民間企業が取り交わす協定書を公民連携協定書あるいは官民連携協定書とも言います。これは、PFI手法を念頭に置いたファンド創生、SPC設置に向けた基本計画となります。

進捗につきましては、消費者目線、生活者目線や日々さまざまな活動を行っている方々か

ら意見を集約していることに加え、サウンディング調査を実施し、民間事業者のアイデア、ノウハウ、提案を対話形式で聞き取り、参入しやすい環境を構築すべく進捗をしているところでございます。

それと、あわせて総括質問の中でございました公民連携と官民連携はどう違うのかというところをあわせて御説明差し上げたいと思います。

言葉の意味合いといたしましては、どちらも効果としては正直変わらないといったところがございます。で、公の用語といたしましても、公民連携を使ったり官民連携を使ったりということで、一応意味は同じというようなことで理解をしておりますけれども、学者さんの話だと、深掘りをするると若干違うんだよというようなことを、学者さんの説をちょっと申し上げたいというふうに思っております。

簡単に説明しますと、本来、「官」という言葉に対する反対語ですけど、これは「民」であると。「公」に対する反対の言葉は「私」なんだそうです。「官」、「民」というのは立場や組織を示すもので、「公」と「私」は主に行動や行動原理をあらわす言葉だということです。特に我々公務員なんかは、公私の区別を明確になんてよく言われますけれども、この場合の公私というのが行動なんだというような言われ方をされております。

では、何で公民にしているかということなんですけれども、官と民、それと公と私というのは、組織と行動によって4つに分類できるということです。

まず、1番初めが官で公、2つ目が官で私、3つ目が民で公、4つ目が民で私。官で公は、まさに行政の仕事ということになります。民で私というのは、通常の民間企業のことだと思われれます。官で私は、行政が行っている例えば温泉事業とか物販事業とか本来行政が直接行わなくてもいい事業で、従来の第三セクターなんかそんなふうに該当するんじゃないかと思っております。また、民で公というような枠組みにつきましては、例えば、NPOとか行政以外で公共的な活動をしている団体などが当てはまるんだらうというふうに考えられます。

例えば、わかりやすい例で、水道事業なんかを例にとって、民間に委託した場合どこに当てはまるかということを考えなきゃいけないと思うんですけれども、相手は通常の民間企業になりますから、民で私ということになります。

ここで重要になってくるのが委託の範囲と水道という事業の公共性ということなんですけれども、委託範囲が限られている場合、業務の多くは行政に残っているので問題はないんですけれども、実は、この方法では民間のノウハウなどが十分生かせないといった問題も発生してきます。逆にほとんどの業務を委託してしまった場合は、委託効率は上がるんですけれども、民で私の概念をそのまま当てはめると、極端な話、効率の悪い地区への配水はやめますなんていう民間の判断がある場合もあり得るわけなんです。そういった事業の性格上、そうしたことが起きては困りますので、行動原理としての公の部分を残しておかなければならないと。事業の根幹である公の部分を担保しながら民の力を活用するということが、一つ

公民というような言い方をする一つの動機づけになるというのが、その学者さんの言い方ではあると思います。

結論といたしましては、官民であっても公民であってもさして大きな違いはなく、言葉の使い方としてどちらも誤りはなく、どちらでも正解と。ただ、深掘りをすると、学者さんの中にはこういう意見もございますという言い方でございますので、以上、原田議員の質問の答弁とさせていただきます。

○9番（原田 希君）

なかなか耳なれない言葉が多くて、ちょっとあれなんですけど、官民連携基本計画ということで、要はイオンさんの閉店の決議を受けて、中心市街地、これまでの考え方ではちょっとだめだということで、計画の変更を余儀なくされたわけです。その中で、この官民、公民連携の計画ということで、今、さまざま動きをされていると思いますが、その中で、行政報告にも載っていますけど、消費者または生活者の目線で意見を聴取する場を設け、その意見を集約する作業を行っているということで書かれております。

ちょっと私の想像ですけど、これを受けて今後どうするかという協議をしなきゃいけない、そのために一般の消費者の皆さん、生活者の皆さんに集まっていただいて、その中心市街地の活用をいろいろと出していただくと。それをもとに計画をつくっていくという私の理解でしたんですが、今の話を聞くと、何かそうではなくて、地域内の企業の皆さんに集まっていただきたいと思います、そういう受け取りをしたものですから、そのあたり、もうちょっと説明をお願いしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大変申しわけございません。恐らくは横文字がぼろぼろ並んで出てきたので、なかなかわかりにくかったんじゃないのかなというのは思っております。

まず、この公民連携事業あるいは官民連携事業というものは、PFI事業を前提とした事業です。ですので、PFIをもとにこの事業を進めたいというのが私どもの考えでございます。ですので、まずそもそもPFIとは何かということを御理解いただく必要があるかなというふうに思っております。

PFIといたしますのは、公共施設等の建設、維持管理、運営等の民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のことをPFIと申します。民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PFIの手法で実施をすると。PFIの導入によりまして、国や地方公共団体事業のコストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指します。

我が国では民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、俗に言うPFI法というのが平成11年に制定をされておまして、平成12年3月にはPFIの理念と

その実現をするための方法を示す基本方針が民間資金等活用事業推進委員会、これはPFI推進委員会というのがございますけれども、そちらの議を経まして、内閣総理大臣によって策定され、PFI事業の枠組みが設けられておりました。

イギリスなどでは、海外では既にPFI方式によります公共サービスの提供が実施されておりまして、有料の橋、病院、鉄道、学校など公共施設等の整備等に再開発の分野で成功をおさめているという事例がございます。国内にももちろん事例は多数ございます。

その中で、事業者さんのお話が議員の質問のほうから出ておりましたけれども、これは町内事業者さんということに限ったものではございません。意欲のある事業者さんであれば、当然参画ができるものというふうに思っております。

そのPFI事業を行うにおきまして、実際に今、つくっております公民連携計画書、こちらのほうを後々に公民連携協定という形で事業者さんのプロポーザルないしは提案があった後に、最終的にどこの事業者さんとパートナーを組むかと、選ぶわけなんですけれども、その協定のもとになるのが、この公民連携計画書になります。あわせてファンドを集めることとなりますので、そのファンドを集めるときの基礎資料にもなります。その作成を、その作業の中身を今やっているところです。

事業者さんに関しましては、いろいろ参画もちろんできるんですけども、事前に打診を行いまして、その打診といいたいまいしょうか、その打診というのがサウンディング調査というのがあるんですけども、そこで、対面で事業者さんからどういう提案があつて、自分のところの事業者ならこういうのを入れたほうがいいと思うんだけどなとか、こういうのがおもしろいと思うんだけどなというようなアイデアとかノウハウを聞き取りを行いまして、最終的にはそこのいい事業案があれば、そちらのほうも公民連携計画書の中に採択をし、入れ込んでいこうというような事業スキームでございます。

以上でございます。

○9番（原田 希君）

この事前の打診の状況でサウンディング調査ということで今、御説明がありました。これもちょっと用語がわからなかったんですが、今、事前の打診ということでお話がありました。

これを今やられている状況なんでしょうか。もし今これをやられているのであれば、どれくらいの数の事業者さんがここに提案といえますか、お話をされているのか、よろしく願います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

サウンディング調査と申しますのは、正式にはサウンディング型市場調査という言い方をいたします。

このサウンディング型市場調査といえますのは、案件の内容、公募条件等を決定する前段階で、公募により民間事業者の意向調査、直接対話を行い、当該案件のポテンシャルを最大

限に高めるための諸条件の整理を行うものでございます。

公有地活用や民間サービス導入などの検討の早い段階におきまして、自治体などが民間事業者から広く意見や提案を求め、対話を通じて市場性の有無や活用のアイデアを把握しようというもので、調査で把握した活用の可能性などを踏まえて活用案を検討・作成していくことで、公募の制度を高めていくというような内容のものです。

一般的に民間事業者の提案・助言というのは、ノウハウ流出を防ぐために非公開の場で一対一で行うというようなものでございます。これに関しましては、9月3日に募集を開始しておりまして、今、募集期間です。問い合わせの事業者さんについては複数こちらのほうに問い合わせがなされていると、こういう状況でございます。

以上です。

○9番（原田 希君）

済みません、なかなか理解しにくいなと思いながら聞いております。

サウンディング調査ということで、これは今までいろんなときにやられたプロポーザル的なものではないんですよね。また全然違うやり方なんですよね。済みません、もう少しちょっと補足をお願いできればと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

なかなか説明がわかりにくくて大変申しわけございません。

実際、サウンディング調査といいますのは、先ほども申し上げたとおり、実際に本公募を行う手前の前段で、公募によって民間事業者の意向調査、それとか、直接対話を行って、この案件に関してどういう諸条件で整理したほうがいいのかというものを事前に打診をするというような内容になっております。

こちらのほう、なぜこういうことをするかといいますと、例えば、私どもがPFI事業で民間事業者の意見を全く聞かずに行政のほうでアイデアを募って私どもの考えで仮に募集したというときに、実際に過去にほかの自治体でもあった事例なんですけど、全く応募しても来なかったというような事例があったりするんですね。あとは、そういう状況を避けるためというのが一つ。ですので、私たちがある程度策定する中で、私たちの考えももちろんあるんですけれども、そこの中で、当該エリアについてどれぐらいの市場性があるのかということ民間事業者の対話を通して確認するというのも一つ。そういったところを事前に本公募を行う前、実際には官民連携協定をつくり込んでしまう前に、こういった作業を行って民間事業者の動向を伺って、いわゆる可能性調査というようなことを含めてやるのが、このサウンディング調査というような御理解でよろしいかというふうに思っております。

以上です。

○9番（原田 希君）

ちょっと質問を変えていきたいと思っております。

このいろんな活用の提案を受けていくということだと思うんですけど、基本的に、午前中から話があった、イオンさんが閉店して撤退されたということを前提に、あの辺一帯の市街地の活用を考えていかれるものなのか、提案されるものはですね。もしくは、撤退されたとして、その跡地の活用を提案されていくものなのか。それとも、まだ今の状況では詳しくは我々はお話を受けていませんので、いろんなパターンを想定しての提案を受けていくものなのか、そのあたりをちょっと教えていただきたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

まず、イオン九州株式会社が所有しています財産につきましては、今、無償譲渡を申し入れている状態で、まだ返答が返ってきていないというこの状態ですが、まだ正式な返答は全くないんですけれども、私どものほうとしては、上峰町のほうでこういうような動きを見せることによって、イオン九州さんに対してメッセージを発しているというような意味合いでもございます。

それで、実際、例えば建物とか土地とかいろいろございますけれども、そこをどのように有効活用していくのかということも含めて、民間事業者さんの提案だと思っております。

例えば、建物をそのまま居抜きで有効活用するという提案もあるかもしれません。また、建物がないほうがいいよ、更地にしてやっちゃったほうがいいよというような事業者さんがいるかもしれません。ですので、そういったさまざまなプランがあるかと思っておりますので、そういったところに合わせたところで私たちもいろいろな御提案を受けて、民間のノウハウ、それとアイデア、こういったものを吸収させていただきたいというふうに思っています。

確かにいろんな考え方がございますので、数パターン考える必要があるかと思っておりますけれども、そういうような状況の中で、今、策定のほうを煮詰めているような状況でございます。

○9番（原田 希君）

まだ相手側から回答が、無償で下さいというお願いに対して回答がないということがございます中で、いろんなことを考えていかれているわけがございますけど、事務的な事務担当レベルでいろんな協議をされていると。これについては相手があることなので、ちょっと内容については言えないということで、ほかの議員さんの答弁でありました。

それから、6月議会でやり取りさせていただいたときも、町長もいろんな頭の体操をしながら足を運んでいますというようなことも言われていました。

きょう、ちょっと午前中の同僚議員の企業誘致関係の話の中で、答弁を聞きながら思ったんですが、今ある企業をつなぎとめる、そういったことも必要だよというような創生室長の答弁がありました。

基本的に、ちょっときょうの流れでいくと、もう閉店撤退という前提の話できょうの流れでいくと進んでいますけど、そのつなぎとめるというような部分のお願いといたしますか、

協議というか、こちらからの投げかけというか、まだ何とか頑張ってくださいよと、そういう協議もあっていいんじゃないかなというふうに思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

先ほどの創生室長の企業誘致に関連する話と中心市街地の話は全く別の話だというふうに私は聞いておりました。一般的に企業誘致、企業誘致と言う中で、国のほうの創生大臣のほうが、企業誘致に力を入れるよりも、むしろ日本丸を企業誘致と工場団地を整備し雇用をつくることで、また、公共事業で回してきた日本丸で、その時代、昭和40年代、50年代に磨き上げを行わなかった農業、林業、水産業、そして、3次サービス産業にしっかりと磨き上げを行っていくようにということを受けて、恐らく創生室のほうでも限られた工業団地の中で増設を行っていただくような働きかけを現在ニシハラ理工さんで行ってきたものですから、そういう趣旨で申されたものだと思います。

中心市街地につきましては、もちろんそうした幅広い頭の体操が必要というふうに思っておりますので、いろんな取り組み方が、働きかけ方があると思いますけれども、今現在そのようなことで決まっているわけではありませんし、今後、別の企業からも御提案を受けて、あの中心地について考えていくこともあり得ますので、フォーカスして切り取ってその部分だけ言及しちゃうと、ちょっと偏った形で伝わってしまいますので、アナウンスメント効果も考えれば、現在特定の企業と交渉を進めているということは私自身はございませんし、サウンディング調査を受けて、幅広い企業層から、各界から御提案を受けて進めていくものだというふうに理解をいたしております。

ただ、原田議員がおっしゃったように、そうした取り組みを妨げる必要はありませんし、そうした御提案を受けたということを受けて、創生室もそのような働きかけを行うこともあり得るか、可能性としてはあり得るかというふうに思います。

○9番（原田 希君）

住民の皆さんの中にもそうですが、議員さんの中にも物すごく思い入れのある方がいらっしゃって、なるだけなら出て行ってほしくない、本当にショックを受けられる方もいらっしゃいますので、そういった考え方もあるのかなということでお尋ねをさせていただきました。

いろんな頭の体操をしながら足を運んでいるというふうなお話の中で、町長が10ボールを投げて1つ返ってくれば良いというスタンスで臨んでいくということでもございました。今、ちょこちょこ中身は言えないにしても、足を運ばれているんじゃないかなと思いますので、どのぐらい今、ボールを投げられて、何回ぐらいこれまで足を運ばれて、1つぐらいボールが帰ってきそうな感触はあるかどうか、そのあたり教えていただければと思います。

○町長（武廣勇平君）

これはイオン跡地のことだけでなく、中心市街地全体に言えることですが、トライアルさんを取りましても、ほかの企業を考えましても、いろんなボールを投げていって、そのうちお互いの状況とかいうことを把握しながら施策というのは決まっていくものだと思いますので、今後ともそういう視点で、町をどのようによくしていくかについては、意見交換は欠かさず緊密な連携をしながら行っていきたいと思っております。

私としましては、この無償取得については、先ほど2番議員のほうから買収を提案したというような、買収するという意向を発表したというような発言もありましたけれども、私自身は取得をしたいということをお願いしてきたまでで、無償取得については最初から念頭にありましたので、無償取得したいということではありますが、この感触は正直言ってわかりません。取締役会で最終的に決定されるだろうということは伺っておりますけれども、企業も現在、そうした企業体質というのがそれぞれの企業によって違うもので、筋書きどおり運ぶかどうかはわからないところでもありますけれども、私自身は利害が一致してこの事業がうまく進むとよいなということに期待をしているところでございます。

それは、ひとえに町民の皆さん方の思いがすごく重要なところになってくるだろうということで、商工会の皆様方にもそういう働きかけを行いながら、意見をイオン側に伝えていくような形をとらせていただきたいと今後思っておりますし、一緒に町民の皆様方と足を運ぶことも機会としてつくればというふうに考えているところでございます。

○9番（原田 希君）

前回もお話しさせていただきましたが、ぜひ議会とも情報共有しながら、これは同僚議員さんどなたか忘れましたが、これは大きな問題だと皆さん思われていると思いますので、ぜひしっかりと共有しながら進めていくべき案件かなというふうに思っております。まだ6月以降一回もそういったお話し合いのものがありませんから、だから、ほとんど皆さんが出されているんじゃないかなというふうに思っています。

で、ほかの政策との絡みという部分で、6月も質問させていただきましたが、要はまちづくりの中心市街地の核としてイオンさんを位置づけていろんなまちづくりを進めてきたわけです、計画等をつくりながら。今もその状況が続くということで、いろんな、例えば、総合戦略、総合計画、バスの計画もそうだと思うんですが、これに影響はないかという6月、質問をさせていただいた中で、まずはイオンさんとの協議の中で、その進捗を見る中で、その後、そういった影響ある部分については変更なりの議論をしていくという、そういう順番じゃないかという室長の答弁がありました。現段階でそこまでの進捗があるかどうかというのをちょっとお尋ねしたいと思います。ほかのそういった計画を変更する段階までのそういう協議の進捗があるのかをお願いします。

○町長（武廣勇平君）

この点につきましては、創生室長だと全課的な状況も把握できていない部分もあると思

ますので、私から答弁いたしますけれども、例えば、バスについて、コミュニティバスの出発式等を予定しておりました。現在、2月28日末で閉店ということははっきりいたしまして、その後、3月に入って出発式を行う上では、イオンを出発の起点としてよいものかどうかということで現在協議をし、別途出発の場所をどこにするかということも協議し、そうした意味では、ここは変更をかけざるを得なくなる場合もあるかもしれません。ただし、そのイオン内です、出発するような環境をつくれれば、そこで出発式を行いたいというような思いもありますし、今回、無人の自動運転のバスについてもちょっとしたセレモニーを行いたいと考えておりますので、割りかしやはり広いエリアが必要になってくるんじゃないかなというふうに考えてございますので、ここは現在、協議を健康福祉課を中心にさせていただきたいというふうに思っております。

お尋ねの点はこの点だけでしたかね。以上でよろしいでしょうか、答弁にかえさせていただきます。

○9番（原田 希君）

とにかくお尻が決まっていると室長のお話もありましたので、大きな組織だから時間がかかると言われてはいますが、いろんなところで今後の影響というのは来るというのはわかっていますので、ぜひ我々にもいろんな相談をしていただきながら、町全体で早く取り組んでいけたらと思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

○町長（武廣勇平君）

この点、イオン九州にも無償取得についても、そのほかの意味でも、働きかけを議会と一緒に行動したいという思いでございました。しかしながら、さきの議会の後に、買収をするなんてとんでもないという意見を議員さんが発言されたということも聞き、私もこの議場で質問者さんとの合意でそういう取り組みを行ってよいものかというものを一考した結果、現在のような状況になっております。

正副議長さんとだけ要望活動に行くという手もあると思っておりますけれども、できれば議員の皆様方とも意見を率直に交わし合い、こうした要望活動に引率していただけるかどうか確認をして、議会内で確認をしていただいて、その辺を整理した上で、イオンだけでなく、この中心市街地のさまざまな要望あるいは環境整備に協力していただければというふうに考えてございます。

○9番（原田 希君）

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

これ、これまでのほかの議員さんも含めたやりとりで、ちょっとまだ核になる部分というのがなかなか出てこないの、私も頭の中はちょっとぼんやりなんですけど、そんな中で、どちらかというと上峰町が一方的にイオンさんに対して求めに行っているという印象なんですけど、逆に、まだ建物とか土地は相手側の持ち物なんですよね。その中で、相手側にももし

かしたら何らかの考えがあるかもしれないというような、そういうやりとりも6月させていただいたと思うんですが、逆に相手側から交渉というか、提案というか、何かこっち側から行って無償で譲ってくださいよっていう、こっち側からの要求だけしているみたいな、何かぼんやりとそういう感じがあるんですけど、いや、うちはこう考えているんだよという向こうからのこっち側に、上峰町側に対する何らかの提案じゃないですけど、そういう要求というのはあるんでしょうか。何かもう一方的にこっちからみたいな、そんなイメージなんですけど。

○町長（武廣勇平君）

この無償取得については、本町から一方的に提案をしているものでございます。イオン側からの提案はございません。

サウンディング調査を通じて、イオンのみならずさまざまな企業から御提案を受ける機会をつくりまして、今後、エントリーされた事業者と協議をしていくということになると思います。

○9番（原田 希君）

ぜひいろいろな情報をいち早く議会のほうにもお伝えいただいて、一緒に先の協議ができたらいいなというふうに思っていますので、そこはよろしく願いして、この項目を終わらせていただきます。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後4時58分 散会